えりも町過疎地域持続的発展市町村計画

自　令和３年度

至　令和７年度

北海道えりも町

目　　次

１　基本的な事項
（１）えりも町の概況　1
（２）人口及び産業の推移と動向　3
（３）財政の状況　7
（４）地域の持続的発展の基本方針　9
（５）地域の持続的発展のための基本目標　10
（６）計画期間の達成状況の評価に関する事項　10
（７）計画期間　10
（８）公共施設等総合管理計画との整合　10
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
（１）現況と問題点　12
（２）その対策　12
（３）事業計画　13
３　産業の振興
（１）現況と問題点　14
（２）その対策　17
（３）事業計画　19
（４）公共施設等総合管理計画等との整合　23
４　地域における情報化
（１）現況と問題点　24
（２）その対策　24
（３）事業計画　24
５　交通施設の整備、交通手段の確保
（１）現況と問題点　25
（２）その対策　26
（３）事業計画　26
６　生活環境の整備
（１）現況と問題点　28
（２）その対策　31
（３）事業計画　33
（４）公共施設等総合管理計画等との整合　38
７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（１）現況と問題点　39
（２）その対策　40
（３）事業計画　41
（４）公共施設等総合管理計画等との整合　52
８　医療の確保
（１）現況と問題点　53
（２）その対策　53
（３）事業計画　54
（４）公共施設等総合管理計画等との整合　56
９　教育の振興
（１）現況と問題点　57
（２）その対策　58
（３）事業計画　59
（４）公共施設等総合管理計画等との整合　61
10　集落の整備
（１）現況と問題点　62
（２）その対策　62
11　地域文化の振興等
（１）現況と問題点　63
（２）その対策　63
（３）事業計画　65
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
（１）現況と問題点　67
（２）その対策　67

えりも町過疎地域持続的発展市町村計画

１　基本的な事項

（１）えりも町の概況

①　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

えりも町は北海道の東南端に位置し、日高山脈が南下して太平洋に没入した襟裳岬を頂点とした逆三角形の地形をしており、海岸線は58㎞もの長きにわたって断崖を形成している。また、岩礁が波間に点在して景勝をつくり、さらに総面積284.00㎢のうち84.3%にあたる239.27㎢は森林である。

気候は、地形が太平洋に突き出ているため、夏は海洋性気候の影響を受けて涼しく過ごしやすいが、濃霧の発生する日が多く日照時間は短い。冬は北西の季節風を大きく受けるが、気温はマイナス10度を下回ることはまれであり、年平均7.3度と比較的温暖な気候である。

えりも町が初めて文献上に現れたのは寛文９年(1669年)の「津軽一統志・巻十」で、「おた別（歌別）」「あぶらこ潤（油駒）」「ゑとも崎（襟裳岬）」「せうや（庶野）」等の地名が記録されている。

この当時既に、松前藩士の知行地として商場（交易所）が設けられ、アイヌの人々との交換貿易によって初期の経済活動が営まれている。

寛文年間に開設し、300年以上前の昔から漁業を中心に松前藩のコンブ場所として、日高管内で最も早く開かれた「幌泉場所」は、その後、幕府直轄時代、松前家の復領時代、幕府再直轄時代へと変遷し、次第に生産を増加させながら時代は更に明治の開拓使支配へ移り、明治２年８月15日に初めて原名＝ホルエンルン＝を転じて「日高国幌泉郡」に地名称が確定された。

明治13年２月には本町に戸長役場が設置され、今日に至っている。

本町に初めて自治制が施行されたのは明治39年４月で、一郡一村の「幌泉村」が誕生し、新しく町村会議員制度も設けられて、自治制度の第一歩を踏み出した。

②　過疎の状況

明治39年４月に「幌泉村」が誕生した時点での人口は3,131人で町民の生活が次第に安定してきた明治45年には4,436人に増加し、昭和30年に9,267人のピークに達するが、以後、昭和35年9,096人、昭和40年8,619人、昭和45年7,725人に減少、昭和50年には7,777人と若干の増加を見せたが、昭和55年から再び減少傾向を示し、平成27年国勢調査では4,906人まで減少している。これはピーク時と比較すると減少率は47.1%に達し、約半数の人口が減少したこととなり、その中で高齢者人口の比率は次第に増加傾向にある。

この人口減少傾向は、就労の場に恵まれないこともあって、若年層の流出が相次いでいるためで、第一次産業の担い手不足が懸念されるなど、産業振興に大きな影

響を与えている。

本町は第一次産業主体のまちであるが、特に基幹産業の漁業については、近年海水温の上昇など海洋環境の急激な変化やゼニガタアザラシの食害により、主力産業であるサケ定置網漁業において減産傾向にあることや、コンブ着生のバラつきによる豊凶の年較差拡大など厳しい状況が続いており、平成５年の漁業生産高93億円をピークに年々減少傾向となり60億円まで減少した。そこで、生産基盤である各漁港の整備はもちろんのこと、主要漁業であるコンブ漁場の造成をはじめとして、つくり育てる漁業にも積極的に取り組んできた。その結果、漁業生産高は徐々に増加に転じ、令和２年度については67億円まで回復している。

また、漁業者においては高齢化とともに減少傾向であることから、漁村地区の環境整備や施設の改善及び近代化、後継者の育成等に努めている。

③　社会経済的発展の方向の概要

本町の人口は、昭和30年の9,267人をピークにその後年々減少の傾向にあり、若年層の町外への転出が目立つ一方、高齢者人口の比率は年々増加の傾向にある。

本町の公共交通機関は、ジェイ・アール北海道バスのみが運行しているが、えりも町庶野と隣接する広尾町の間の路線が廃止され、町の委託運行という形態でバスを走らせている。一方で、同社による札幌直行の高速バス運行に加え、ジェイ・アール日高本線（鵡川駅・様似駅間）の廃止に伴い、令和３年度から、えりも・苫小牧間を結ぶ転換バスの運行が開始し、町民の交通手段として重要な役割を果たしている。また、町内唯一のタクシー事業者への支援を行い、高齢者の通院や外出時利便性の向上を図っている。

道路網については、国道336号を幹線として、道道は襟裳岬を経由する襟裳公園線が全線改良舗装済みであり、町道の整備も更に進める必要がある。また、現在進められている高規格幹線道路日高自動車道の一日も早い完成が待たれるところである。

生活環境については、簡易水道の普及率は令和２年度現在で98.2%と進んでいる。現在進めている下水道整備事業は、平成14年度から順次供用が開始されたところであるが、快適な生活環境をつくるため、更に接続普及に努める必要がある。

し尿処理については、浦河町、様似町と本町の３町で構成する一部事務組合により広域的に処理されているが、施設の老朽化のため、現在、建替工事が進められており、令和４年度の供用開始に向けて、広域的な連携を図る必要がある。

医療施設は、平成９年に町立診療所を移転し、他に道立診療所１つと歯科医院が２か所ある。

福祉施設は、本町地区の福祉センターをはじめ、各集落には生活館を設けているが、福祉センターにおいては、施設の老朽化が著しいことから今後の変化に対応した施設の機能性や安全性を高めつつ、施設の維持を図る必要がある。

高齢化対策としては、平成４年に老人福祉寮「ゆうゆう」を開設し、平成22年に移転改築、平成６年には、社会福祉法人によりショートステイ、デイサービス機能を持つ特別養護老人ホーム「やまと苑」が開設され、平成12年には、町が介護予防施設である高齢者ケアホーム「いずみ」を併設した。

文教施設については、幼稚園１、小学校４、中学校１、高等学校１の計１園６校があり、昭和63年に中学校１校、平成12年には小学校１校、平成18年に小学校１校と中学校２校、更に令和２年に小学校１校の統廃合を行っている。

水産業については、漁業用燃油の高止まりや漁業用資材の高騰、消費者の魚離れによる魚価安など漁業経営の厳しい状況が続く中、生産基盤の安定化のためにも水産資源の維持・増大を図っていくことが課題となっている。

本町の主要漁業であるコンブ、秋サケ、真ツブ（エゾボラ）、ハタハタ等を対象とした資源の維持・増大、つくり育てる漁業の積極的な推進、衛生管理及び鮮魚の付加価値対策により漁業経営の安定向上を図るものとする。

また、高齢化に伴う担い手不足の改善策として、漁業後継者対策に取り組んでいく必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

昭和35年には9,096人であった人口は、平成27年には4,906人となり、その減少率は、47.1%である。

最近の推移については、表１－１（１）人口の推移のとおり、平成22年の5,413人に対し、平成27年は4,906人に減少し、その減少率は9.4%で１年の平均減少率は1.9%である。

えりも町人口ビジョンにおける見通しでは、2045年に3,667人まで減少すると考えられるため、少子化対策や、転出を抑制する対策が重要となってくる。

② 産業別人口の現況と今後の見通し

本町は、漁業を中心とする第一次産業が主体であり、第二次産業は建設業・水産加工業等であり、第三次産業はサービス業・小売業等である。

第一次産業の就業人口比率は、平成22年度には全就業人口の48.6%であり、平成27年には50.3%とやや増加傾向である。

第二次産業については減少しているが、第三次産業の就業比率はやや増加の傾向にある。

ただ、産業全体では11.3%の減少となり、若年層の流出、高齢化傾向は依然として続いているため、後継者の確保と育成対策を継続して講じる必要がある。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）　（単位：人、％）

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	9,096	8,619	▲5.2	7,725	▲10.4	7,777	0.7	7,520	▲3.3
0歳～14歳	3,440	2,789	▲18.9	2,237	▲19.8	2,085	▲6.8	1,915	▲8.2
15歳～64歳	5,243	5,351	2.1	4,911	▲8.2	5,014	2.1	4,836	▲3.6
うち15歳～29歳(a)	2,234	2,136	▲4.4	1,678	▲21.4	1,677	▲0.1	1,555	▲7.3
65歳以上(b)	413	479	16.0	577	20.5	678	17.5	769	13.4
(a)/総数 若年者比率	24.6	24.8	－	21.7	－	21.6	－	20.7	－
(b)/総数 高齢者比率	4.5	5.6	－	7.5	－	8.7	－	10.2	－

区　分	昭和60年		平成２年		平成７年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	7,456	▲0.9	7,034	▲5.7	6,811	▲3.2	6,248	▲8.3	5,796	▲7.2
0歳～14歳	1,801	▲6.0	1,526	▲15.3	1,236	▲19.0	1,018	▲17.6	884	▲13.2
15歳～64歳	4,787	▲1.0	4,514	▲5.7	4,390	▲2.7	3,908	▲11.0	3,569	▲8.7
うち15歳～29歳(a)	1,338	▲14.0	1,231	▲8.0	1,299	5.5	1,034	▲20.4	839	▲18.9
65歳以上(b)	868	12.9	994	14.5	1,185	19.2	1,322	11.6	1,343	1.6
(a)/総数 若年者比率	17.9	－	17.5	－	19.1	－	16.5	－	14.5	－
(b)/総数 高齢者比率	11.6	－	14.1	－	17.4	－	21.2	－	23.2	－

区　分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総　数	5,413	▲6.6	4,906	▲9.4
0歳～14歳	767	▲13.2	687	▲10.4
15歳～64歳	3,330	▲6.7	2,852	▲14.4
うち15歳～29歳(a)	744	▲11.3	557	▲25.1
65歳以上(b)	1,316	▲2.0	1,367	3.9
(a)/総数 若年者比率	13.7	－	11.4	－
(b)/総数 高齢者比率	24.3	－	27.9	－

表１－１（２）　人口の推移（住民基本台帳）　（単位：人、％）

区　分		平成28年3月31日			平成29年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		4,931	－	－	4,808	－	▲2.5
男（外国人住民除く）		2,461	49.9%	－	2,408	50.1%	▲2.2
女（外国人住民除く）		2,470	50.1%	－	2,400	49.9%	▲2.8
参考	男（外国人住民）	16	57.1%	－	23	67.6%	43.8
	女（外国人住民）	12	42.9%	－	11	32.4%	▲8.3

区　分		平成30年3月31日			平成31年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		4,700	－	▲2.2	4,602	－	▲2.1
男（外国人住民除く）		2,349	50.0%	▲2.5	2,303	50.0%	▲2.0
女（外国人住民除く）		2,351	50.0%	▲2.0	2,299	50.0%	▲2.2
参考	男（外国人住民）	28	63.6%	21.7	25	61.0%	▲10.7
	女（外国人住民）	16	36.4%	45.5	16	39.0%	0.0

区　分		令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率
総　数（外国人住民除く）		4,502	－	▲2.2
男（外国人住民除く）		2,263	50.3%	▲1.7
女（外国人住民除く）		2,239	49.7%	▲2.6
参考	男（外国人住民）	30	65.2%	20.0
	女（外国人住民）	16	34.8%	0.0

表１－１（３）　産業別人口の動向（国勢調査）　（単位：人、％）

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実　数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	4,701	4,221	▲10.2	4,067	▲3.6	4,034	▲0.8	4,023	▲0.3
第一次産業就業人口比率	70.6	61.3	－	56.6	－	51.0	－	53.5	－
第二次産業就業人口比率	6.4	12.5	－	13.0	－	13.5	－	11.1	－
第三次産業就業人口比率	23.0	26.2	－	30.4	－	35.5	－	35.4	－

区　分	昭和60年		平成２年		平成７年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	4,108	2.1	3,883	▲5.5	3,935	1.3	3,828	▲2.7	3,047	▲20.4
第一次産業就業人口比率	53.9	－	52.2	－	52.8	－	48.2	－	53.2	－
第二次産業就業人口比率	10.4	－	12.2	－	12.6	－	14.4	－	14.1	－
第三次産業就業人口比率	35.7	－	35.6	－	34.6	－	37.4	－	32.7	－

区　分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総　数	3,200	5.0	2,839	▲11.3
第一次産業就業人口比率	48.6	－	50.3	－
第二次産業就業人口比率	12.3	－	10.3	－
第三次産業就業人口比率	39.1	－	39.4	－

表１－１（４）　人口の見通し（えりも町人口ビジョン）　（単位：人）

区　分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
推計人口	4,310	4,167	4,013	3,838	3,667

（３）財政の状況

本町は、昭和31年度に財政再建団体の指定を受け、赤字財政の苦悩を経験したが、その後の好景気によって地方交付税が伸び、まちの産業活動も上向いたことにより税収が好転し、昭和35年度に再建債を繰上償還して、翌年度には財政再建団体の指定が解かれて現在に至っている。

令和元年度の財政状況は、地方交付税が2,376,762千円で歳入総額の46.3％、国・道支出金及び地方債を含めた依存財源は歳入全体の62.9％を占める結果となっている。一方、自主財源の主体である地方税は440,893千円で歳入全体に占める割合は8.6％となっており類似団体平均と比較しても本町の財政基盤は弱い。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率では、実質・連結とも赤字はなく、また、地方債発行限度額の設定や退職者補充の抑制等の行財政改革を進めた結果、実質公債比率は10.7％と早期健全化基準を下回っており財政の健全化が図られている。しかしながら、経常収支比率は例年類似団体の平均値より高い状態が続いており、財政の硬直化が進んでいる。

施設整備については、市町村道の改良率は令和元年度末で32.2%、舗装率32.4%と低い水準にあり、更に整備を進める必要がある。

水道普及率は令和２年度末で98.2%と比較的高水準であるが、水道施設や管路の更新時期を迎えている。水洗化については平成14年度から公共下水道の供用を順次開始し、全体計画の153haのうち、136 haの整備が完了、今後は設備の更新を進める必要がある。

また、学校や社会教育施設においては老朽化が進んでおり、更新や統廃合、長寿命化を計画的に進める必要がある。

表１－２（１）　市町村財政の状況　（単位：千円）

区　　分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額　Ａ	5,187,075	5,270,211	5,131,787
一般財源	3,333,265	3,322,569	2,979,698
国庫支出金	648,769	387,531	212,538
道支出金	230,234	181,344	184,971
地方債	428,400	445,244	287,969
うち過疎対策事業債	63,200	117,500	184,946
その他	546,407	933,523	1,466,611
歳出総額　Ｂ	5,150,582	5,202,924	5,091,372
義務的経費	2,166,597	2,047,485	1,874,356
投資的経費	997,389	496,226	360,453
うち普通建設事業	997,389	496,226	360,453
その他	1,986,596	2,659,213	2,856,563
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額　Ｃ（Ａ－Ｂ）	36,493	67,287	40,415
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	8,805	29,640	37
実質収支　Ｃ－Ｄ	27,688	37,647	40,378
財政力指数	0.160	0.152	0.170
公債費負担比率	20.9	16.0	12.5
実質公債費比率	16.2	11.3	10.7
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	85.5	85.7	98.0
将来負担比率	70.9	14.6	－
地方債現在高	7,069,885	5,702,372	4,637,971

表１－２（２）　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成２年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市　町　村　道						
改　良　率　（%）	3.7	25.0	14.8	25.7	28.1	32.2
舗　装　率　（%）	1.3	21.4	16.6	26.3	28.7	32.4
農　　道						
延　　長　（m）					0	0
耕地１ha当たり農道延長（m）	3.9	3.4	0.0	0.0	－	－
林　　道						
延　　長　（m）					28,808	
林野１ha当たり農道延長（m）	2.7	4.2	0.9	4.9	－	－
水　道　普　及　率　（%）	41.6	95.8	95.6	97.1	97.4	98.2
水　洗　化　率　（%）	0.0	0.0	2.5	12.9	44.9	53.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数　（床）	2.5	2.5	2.7	3.0	3.5	4.1

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町は、過疎地域対策緊急措置法により昭和45年度から10年間、過疎地域の指定を受けた。更に、昭和55年度から４年間、過疎地域振興特別措置法の激変緩和措置等、様々な過疎対策を講じてきたが、就労の場に恵まれないこと等から若年層の流出に歯止めがかからず人口減少の傾向が続き、高齢化も進んでいる。

この過疎地域を取り巻く様々な状況下にあって、人口のみならず産業や財政問題などの視点から、地域の持続的発展をいかに進めていくかが今後の大きな課題である。

本計画においても、地域の特性を生かして積極的に効果的な産業振興を推進し、所得の増加と雇用の拡大を図るとともに、高齢化がますます進む中で、その対策として高齢化社会に対応した安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければならない。

そのため、「第６期えりも町総合計画」及び「第２期えりも町ひと・まち・しごと創生総合戦略」との整合性を図り、町民の声をあらゆる面で反映しながら、持続可能なまちづくりのため事業の展開を進める。

① 地場産業の強化

本町の主要産業は漁業であり、中でもコンブ漁業とサケ定置網漁業で漁業生産高全体の半分以上を占めており、その他の水産資源を含め付加価値を高めるための技術の振興等のほか、資源管理型漁業「つくり育てる漁業」の推進を積極的に進める。

また、農業においては畜産業主体であるが、飼料自給率の向上や、経営管理及び飼養管理技術の改善を図り、経営の安定並びに生産基盤の強化を図る。

② 交通通信体系の整備、情報化の推進

人口の減少や自家用車の普及等により町内唯一の公共交通機関であるジェイ・アール北海道バスの一部路線が平成15年２月をもって廃止されたが、路線区域に住む町民の、通学や通院、買い物等の交通手段を確保するため、町からの委託運行という形態でバスを走らせている。

また、町内唯一のタクシー事業者への支援を行うことで、高齢者の通院や外出時利便性の向上を図る。

今後も町民の交通手段の確保に努めるとともに、効率的で効果的な公共交通の在り方を検討しなければならない。

さらに、テレビ共同受信施設の整備やオンラインを中心とした社会変革に対応するため、光回線未整備地域の整備を進めるなど、情報格差の解消を図る。

③ 生活環境の整備・医療の確保

老朽化した水道施設の整備促進、広域で処理を行っているし尿処理及び消防施設

の整備による消防力の強化等、生活環境の整備を更に推進するとともに、国民健康保険診療所を拠点とした一次医療の確保と医療機能の充実に努め、町民の生命と財産を守る施策の推進を図る。

④　高齢化社会への対応

本町においても高齢化は急速に進んでおり、核家族化の進行とともに、日常生活の中でともすれば孤独や不安を感ずる社会環境が生まれてくるが、これは高齢者だけの問題にとどまらず、地域全体で取り組み、支えるべき大きな課題である。

高齢者福祉計画や介護保険事業計画など関係する計画を基本に、各関係機関・団体との連携による包括的できめの細かい保健、医療、福祉サービスの充実を図る。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおりとする。

	平成27年	令和７年（目標年度）
全体の人口	4,906人	4,310人
人口の社会減	▲62人	▲30人

（６）計画期間の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、町民の代表や学識経験者により、中間年度（令和５年度）と最終年度（令和７年度）に評価を実施し、町民に対しホームページなどで評価結果を公表する。

（７）計画期間

計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５ヵ年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

えりも町公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）における、公共施設等に関する基本的な考え方は、以下のとおりとなっている。

１　人口減少を見据えた整備更新

えりも町の人口は、引き続き減少が見込まれている。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用する。

２　町民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、町民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、

適切に利用されて初めてその効果を発揮する。社会経済状況や時間の経過によって変化する町民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指す。

３　民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要だが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界がある。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図る。

本計画におけるすべての公共施設等の整備については、えりも町公共施設等総合管理計画と整合性を図るものとする。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

本町は、日本有数の景勝地「襟裳岬」を有し、年間約 15 万人の観光客が訪れるほか、「初日の出」「えりもうにまつり」「えりもの灯台まつり」「えりも海と山の幸フェスティバル」等の各種イベントが定着している。また、ハート型の湖 「豊似湖」、江戸時代の古道「猿留山道」など新たな観光資源の活用や、日高王国推進事業による高校生の農林漁家民泊・体験交流の推進により、今後ますます道内外から多くの人たちが訪れることが見込まれるため、近隣町との広域連携を含め、地域間交流を推進していく必要がある。

（２）その対策

・教育旅行、各種イベント、会議、競技大会等の企画と誘致
・国際化に対応したまちづくり、交流機会の拡大

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	（４）過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	えりもの灯台まつり開催補助 【具体的な事業内容】 えりもの灯台まつり実行委員会が開催するイベントに対して事業費を補助する。 【事業の必要性】 えりもの灯台まつりは本町最大のイベントであり、町外から来場した方へ、地場産品や襟裳岬、豊似湖等の観光地など、本町の魅力をＰＲすることで、交流人口の拡大を図る。 【見込まれる事業効果等】 まちの認知度の上昇、地場産品や、襟裳岬や豊似湖等、地域資源を町外からの来場者にＰＲすることで、地域間の交流人口の拡大に繋がり、将来にわたって地域の活性化に寄与することができる。	えりも町	当該事業の効果は将来的な地域の持続的発展に資する
	（５）その他	日高王国推進事業（浦河町、様似町との連携による修学旅行民泊受入事業	日高王国推進協議会	

３　産業の振興

（１）現況と問題点

①　農　業

本町の農業は、春から夏にかけて濃霧が発生する日が多く、日照時間が極めて短いため、稲作、畑作経営は皆無であり、丘陵地を利用した家畜の放牧等による肉牛、酪農、軽種馬の経営のみである。

しかし、農業をめぐる情勢は、ＴＰＰ11協定、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定の発効による関税の撤廃や削減に伴い、農業者の不安や農業経営者等の意欲の減退も懸念される。

また、平成25年度に町内複数農家において患畜が見つかった牛ヨーネ病について、早期正常化に向けた対策を関係機関と連携して実施していく必要がある。

今後は、生産コストの低減や収益性の向上とともに、衛生管理の徹底を図り、防疫に努めた中で、地域の特性を生かした第６次産業化の推進と産地からの情報発信等、農業経営の安定に向けた諸課題に積極的に取り組む必要がある。

・肉用牛

良質で安全な肉牛の安定供給を確保するために、衛生管理の徹底、飼料自給率の向上、経営管理及び飼育管理技術の改善を図り、更に町有牧野の豊富な草資源の有効活用を図るなど、徹底した低コスト生産を基本に繁殖から肥育までの地域内一貫生産体制を確立する必要がある。

・酪　農

牛乳・乳製品の需給事情に配慮しつつ計画生産を実施するため、飼料作物の収量増大及び品質の向上を図り、飼料の自給率を高める必要がある。

また、乳質の向上改善のため、飼育管理技術を向上させるとともに、乳牛の能力検定による選抜淘汰を実施することで優良雌牛を確保し、経営の安定化を図る必要がある。

・軽種馬

軽種馬生産については、かねてより強い馬づくりが求められることから、能力の優れた繁殖牝馬の確保、飼育管理技術の向上、経営体質の強化と生産者段階での初期調教施設の充実を図り、馴致による生産馬付加価値を高め経営の安定を図る必要がある。

・飼料作物

本町の飼料作物については、丘陵地を使用した牧草生産が主体である。

今後安定した経営を持続するためには、低コストで効率的な農業基盤を確立する

ことが必要であることから、草地畜産基盤整備事業により草地更新を実施することで、飼料作物の増量や生産基盤の強化を図ることができる。

また、エゾシカによる食害が顕著であることから、その対策を継続して実施することが必要である。

② 林　業

本町の森林面積は 23,888ha で総面積の 84%を占め、このうち国有林は 1.8%の 419ha、道有林は 68.6%の 16,388ha、町有林は 14.3%の 3,462ha、民有林は 15.3%の 3,655ha となっている。

林業関連産業をめぐる諸情勢は厳しく、輸入木材により道産木材の需要の低迷、パルプ材・チップ材の価格の低迷に加え運送コスト高等、林業生産意欲の減退や造林事業への意欲低下がみられ、本町においても大半が小規模所有者であり、生産基盤の弱体化が進んでいる。

しかし、森林は木材生産のみならず、地球温暖化防止の一つとしてエコロジーへの社会的要求の高まりによって水源涵養、国土保全、自然環境保全等の公益的な機能が見直され重要な役割を担っていることと同時に、地材地消によるコスト削減や化石燃料の代替エネルギーとして木質ペレット等が林業・木材産業の活性化になる取り組みも必要である。

このため、森林整備にあっては、森林資源の質的充実を図るとともに、森林の公益的機能をより効果的に発揮させるための保育事業や間伐材を搬出できる作業道・林道の整備、森林空間に親しむ環境づくりや、多様化する森林へのニーズに対応できる森づくりを目指す必要がある。

さらに木材活用には欠かせない林道の維持管理等を計画的に実施しなければならない現状であり、本町にある林道施設である林道橋 15 施設は、昭和 52 年から平成 27 年に建設されており、橋りょうの対応年数は 60 年であるため、2037 年度には対応年数を経過する施設が出現する。そのことから維持費用を平準化しつつ施設の補修を実施する必要がある。

本町では、日高南部森林管理署による「えりも岬国有林緑化事業」が町民と一体となって進められており、漁業の発展につながる森林整備として大きな期待と関心が寄せられている。

また、森林組合の経営基盤を充実させ、高性能機械による森林整備、民有林事業の振興や生産活動の活性化、新たな雇用の場としても経営意欲の向上を図る必要がある。

③ 水産業

本町は第一次産業主体のまちであるが、特に基幹産業である漁業は、近年では、海水温の上昇など海洋環境の急激な変化やゼニガタアザラシの食害により主力漁業

であるサケ定置網漁業において減産傾向にあることや、コンブ着生のバラツキにより豊凶の年格差拡大など厳しい状況が続いており、平成５年の漁業生産高 93 億円をピークに年々減少傾向となり、60 億円まで減少した。

そこで、生産基盤である各漁港の整備はもちろんのこと、主要漁業であるコンブ漁場の造成をはじめとして、つくり育てる漁業にも積極的に取り組んできた結果、徐々に増加に転じ、令和２年度の漁業生産高は 67 億円となっている。

また、漁業用燃油の高止まりや漁業用資材の高騰、消費者の魚離れによる魚価安など漁業経営の厳しい状況が続く中、生産基盤の安定化のためにも水産資源の維持・増大を図っていくことが課題となっているため、本町の主要漁業であるコンブ、秋サケ、真ツブ（エゾボラ）、ハタハタ等を対象とした資源の維持・増大、つくり育てる漁業の積極的な推進、衛生管理及び鮮魚の付加価値対策により漁業経営の安定向上を図る必要がある。

さらに、漁業者においては高齢化とともに減少傾向にあることから、漁村地区の環境整備や施設の改善及び近代化、後継者の育成等に努めていく必要がある。

④　商工業

本町においては、長引く景気低迷と人口減少により購買力が低下している中、インターネットの普及に伴う消費行動の多様化により、町外へ売上げが流出している。

また、商工業事業主の高齢化及び後継者不足により、空き店舗が増加する状況が続いている。

このような課題を解決するためには、えりも町商工会や本町商店街協同組合と連携して、経営の合理化や先端設備の導入等により経営基盤の強化を図るとともに、地場産品を活かした商品開発と販売促進による町内事業者の売上向上と雇用の安定化、町内で購買行動をとってもらうための仕組みを再構築していく必要がある。

⑤　観光・レクリエーション

町内の観光施設・資源は、全国的にも知名度が高く、ゼニガタアザラシが日本最大規模で生息している「襟裳岬」を中心として、豊似湖、百人浜、黄金道路、えりも町灯台公園、庶野さくら公園等があり、襟裳岬「風の館」、百人浜オートキャンプ場、百人浜パークゴルフ場、森と湖の里ふれ愛館等の施設を有している。

観光客入込数は、昭和 48 年度の 70 万人をピークに減少し続け、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、12 万 1,000 人と前年度と比較して約３割減少した。

多様化する観光ニーズに対応するため、近隣町の観光資源を活用した広域的な連携により通過型観光から滞在型・体験型観光への転換を図っていく。

ヘリコプターで上空からハート形に見える豊似湖を遊覧するツアーの実施や、江戸時代に作られた猿留山道を歩くフットパス、昆布漁船で襟裳岬周辺を観光するコ

ンブボートクルーズ等のアクティビティを新たな観光資源の目玉として期待している。

また、４町（えりも町、浦河町、様似町、広尾町）で制作準備を進めている、襟裳岬の緑化事業を題材とした映画製作に取り組み、観光及び地元経済の活性化を図る。

⑥　港湾整備

地方港湾えりも港は、地域産業を支える漁業基地港であり、港内区域には、漁協市場等関係施設、水産加工業者、ウニ種苗生産施設、北海道栽培漁業振興公社えりも事業所などの重要な施設が張り付き町内経済を支えており、荒天時には避難港としての役割も果たしているところである。

しかし、北防波堤等の施設の老朽化が著しく、安全確保のため早急に改良する必要がある。

（２）その対策

①　農　業

・防疫等のための衛生管理の徹底
・肉用牛の地域内一貫生産体制確立
・乳牛の飼養管理技術向上による乳質の向上改善
・能力の優れた繁殖雌牛と繁殖牝馬の確保
・地域の特性を生かした生産システムの再構築
・担い手の確保
・野生鳥獣による被害防止対策

②　林　業

・森林資源の質的充実
・作業道・林道の整備・維持管理
・民有林の事業振興と生産活動の活性化
・低コストを目的とした高性能機械による森林整備
・地球温暖化防止に向けた間伐の促進
・林業経営意欲の向上
・担い手の確保

③　水産業

・漁業資源の維持、増大に向けた漁場の造成
・各魚種の種苗生産及び放流等「つくり育てる漁業」の更なる推進
・「食の安全・安心」に対応した衛生管理型の漁港施設、生産施設、加工施設等

の漁業生産基盤の整備
・担い手の確保

④　商工業
・魅力ある商店街の形成と環境整備の充実
・地場産業、地場産品の掘り起こしの推進
・流通販路の拡大、販売戦略の促進
・空き店舗の活用による新たな雇用の創出
・商工団体等が自主的に取り組む地域経済活性化に関する事業への支援

⑤　観光・レクリエーション
・通過型観光から滞在型、体験型観光への転換
・観光ホスピタリティ運動の推進
・広域連携による管区資源の活用と観光情報の発信
・外国人観光客の受入体制の整備
・緑化事業を題材とした画製作の推進

⑥　港湾整備
・えりも港の整備（北防波堤改良等）

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　産業の振興	（１）基盤整備			
	農　業	町有牧野肥培管理事業	えりも町	
	林　業	森林基幹道えりも線橋梁補修事業	えりも町	
		森林環境保全整備事業	えりも町	
		分収造林事業	えりも町	
	水産業	ふのり漁場造成事業	えりも漁業協同組合	
		ヒトデ等駆除事業	えりも漁業協同組合	
		海岸漂着物等地域対策推進事業	えりも町	
		水産基盤整備事業 水産環境整備	えりも漁業協同組合	
		昆布保管倉庫保管備品整備事業	えりも漁業協同組合	
		水産物荷捌き施設整備事業	えりも漁業協同組合	
		漁場管理レーダー電子機器等更新事業	えりも町	
		昆布保管施設品質検査機購入事業	えりも漁業協同組合	
		漁業用作業保管施設整備事業	えりも漁業協同組合	
		えりも港湾上共架施設設置事業	えりも漁業協同組合	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
３　産業の振興	（１）基盤整備 水産業	うに種苗生産施設改修事業	えりも漁業 協同組合	
	（９）観光又はレクリエーション	四町広域観光宣伝事業（浦河町、様似町、広尾町と連携）	えりも岬 トンガリロード 観光協議会	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	民有林公費造林振興対策事業 【具体的な事業内容】 下刈・助間伐・枝打ち・天然更新型除間伐・広葉樹林改良・作業道新設・シカ柵設置と公共造林事業を利用して実施した者に対し、町補助金を上乗せして交付する。 【事業の必要性】 森林所有者の負担が大きいことで森林整備が滞り、森林の持つ多面的機能が発揮されない状況を防止するため、森林所有者に森林整備意欲を持たす必要がある。 【見込まれる事業効果等】 森林所有者の負担軽減により、計画的な森林整備の実施と事業推進が可能であり、安定した雇用の確保にもつながる。	ひだか南 森林組合	
		漁業担い手支援補助事業 【具体的な事業内容】 えりも町における基幹産業は漁業で、今後人口減少に伴う着業者の一層の減少が見込まれる。このことから、新規就業者及び事業後継者の確保が急務となっているため、支援事業を実施する。 【事業の必要性】 漁業経営者ひいては採藻漁業経営者の減少低下を縮減するための対策が必要である。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第１次産業	【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、新たな漁業担い手を確保し、漁業経営の安定化に寄与する。		
		漁業後継者育成対策事業 【具体的な事業内容】 北海道立漁業研修所が実施する総合研修受講に係る経費の一部を支援する。 【事業の必要性】 漁業者の高齢化が進み、漁業後継者の育成が必要となるため。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、若年労働者の定着化、ひいては漁業の振興に寄与する。	えりも町	
		真つぶ（エゾボラ）生態研究・調査事業 【具体的な事業内容】 真つぶ（エゾボラ）の種苗生産にあたり、生態等の調査（成長・飼料・生息環境等）を行う。 【事業の必要性】 近年、本町において重要な水産物である真つぶの漁獲量が減少傾向にあり、その生態等についても未解明であるため調査・研究を行い、漁獲量の維持を図る。 【見込まれる事業効果等】 本事業を行うことにより、水産資源の維持、また、栽培技術の確立を図ることができる。	えりも町	
		ヨーネ病緊急対策補助事業 【具体的な事業内容】 牛ヨーネ病により殺処分された係る導入費用に対する助成金を支	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		給する。 【事業の必要性】 牛の殺処分については、国から交付金が支給されるが、支給額は牛の評価額の８割であり、かつ、評価額に限度額が設定されているため、市場で販売する際に見込まれる収入額との差が大きな損失となり、農業経営を圧迫していることから、殺処分による損失を緩和する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 牛ヨーネ病による損失を軽減することで、農業経営の安定化に資する。		
３　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業担い手支援補助事業 【具体的な事業内容】 農業経営の安定化を図るため、新規就農者や家業を継ぐ者の支援を行う。 【事業の必要性】 農業者の高齢化が進み、農業後継者の確保が必要となるため。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、後継者不足を解消するとともに、農業経営の安定化に寄与する。	えりも町	
	その他	えりも町商工会プレミアム付商品券発行事業 【具体的な事業内容】 町内の取扱指定事業所で使用できる商品券にプレミアムを付けて販売する。 【事業の必要性】 人口減少や後継者不足等により、地元商店の利用も減少しているため、地域経済の活性化、経済基盤・雇用の安定を図る必要があ	えりも町商工会	当該事業の効果は将来的な地域の持続的発展に資する

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		る。 【見込まれる事業効果等】 地元購買と利用促進を図り、経済基盤を安定させることで、将来にわたって地域経済の活性化に寄与する。		
		映画製作推進事業 【具体的な事業内容】 襟裳岬の緑化事業を題材とした映画製作に４町（えりも町、浦河町、様似町、広尾町）が中心となり取り組んでおり、その制作費用の一部を各町で負担する。 【事業の必要性】 観光や地元経済の活性化を図るため、映画製作に取り組み、魅力あるまちづくりを推進する。 【見込まれる事業効果等】 ロケ地を中心とした、観光客の入れ込みが期待でき、継続的に町の観光や地元経済の活性化に寄与することができる。	えりも町	
３　産業の振興	(11)その他	鳥獣被害総合対策事業（エゾシカ）	えりも町	
		有害鳥獣捕獲対策事業(エゾシカ)	えりも町	
		えりも海と山の幸フェスティバル開催	ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ 実行委員会	
		えりも港湾整備事業 北防波堤改良等	国	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

令和２年度に策定したえりも町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）により実施した点検・診断結果から、老朽化した施設の補修工事の計画に基づいて事業を実施する。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

高度情報網のサービスは、町内の一部地域で光回線が提供されているが、高度情報通信システムが町民の福祉や産業の振興に直結して地域経済活動の活性化に資する社会基盤の一つとして認識し、光回線未整備地域の整備を進め、情報格差の解消を図る必要がある。

（２）その対策

・情報格差解消に向けた取り組み
・テレビ難視聴解消に向けた取り組み

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　地域における情報化	（１）電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	南部家テレビ共同受信施設改修事業 えりもテレビ中継局非常用直流電源装置更新事業	南部家テレビ共聴組合 えりも町	

5　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

①　道　路

本町の道路交通網は、道央と道東を結ぶ一般国道336号（40.1km）と、道道襟裳公園線（26.1km）を幹線とし、それらの幹線道路へ随所で連絡している町道は集落内の生活道路及び産業道路としての役割を果たしている。

また、隣接する様似町と広尾町への交通手段は国道336号１本であり、特に通称「黄金道路」は、トンネル化等の防災工事が進められたところであるが、それでもなお大雨等により通行止めになることが多く、救急患者の発生時等には生命の危機にさらされることもある。

町道は、既存路線の整備を重点に進めているが、舗装や橋りょう等の維持管理、耐震補強等により、その長寿命化を図るとともに、大雪や風が強い地域特有の吹き溜まり対策のための除雪体制の強化も求められている。また、災害時の避難拠点である、えりも高校へアクセスするため路線を整備し、地域を守るネットワークの強化を図る。

道路整備状況　　令和元年３月31日現在

区　分	実延長(km)	改　　良		舗　　装	
		延長(km)	割合(%)	延長(km)	割合(%)
国　道	40.1	40.1	100.0	40.1	100.0
道　道	26.1	26.1	100.0	26.1	100.0
町　道	203.8	65.6	32.2	66.1	32.4

②　公共交通

町内唯一の公共交通機関であるバスは、ジェイ・アール北海道バス株式会社により様似～広尾間の日勝線が運行されていたが、自家用車の普及等による利用者の減少から、平成15年をもって廃止されたところである。

本町と広尾町は地域的な関係も強く、特に庶野、目黒地区からは広尾高校に通学する生徒、広尾町の医療機関への通院者も多く、その交通手段を確保するため、えりも・広尾両町の委託運行という形態でバスを走らせているが、乗降人員が年々減少し委託費用が増加していることから、学生・通院者のみならず観光客等によるバス利用者を増加させる施策を検討しなければならない。

一方で、同社による札幌直行の高速バス運行に加え、ジェイ・アール日高本線（鵡川駅・様似駅間）の廃止に伴い、令和３年度から、えりも・苫小牧間を結ぶ転換バスの運行が開始し、町民の交通手段として重要な役割を果たしている。

また、町内唯一のタクシー事業者への支援を行うことで、高齢者の通院や外出時利便性の向上を図る。

（２）その対策

① 道　路

・町道の計画的な整備促進と除雪体制強化の推進
・橋りょう長寿命化補修の推進
・高規格道路の苫小牧～浦河線の建設促進による高速道路網の確立
・災害時避難拠点へアクセスするための路線整備

② 公共交通

・生活路線バスの運行存続
・広域連携による公共交通確保
・タクシー事業の維持

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　交通施設の整備、交通手段の確保	（1）市町村道 道　路	高校通り線（改良舗装） L=0.4km W4.0m	えりも町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 橋梁定期点検	えりも町 えりも町	
	その他	咲梅覆道補修事業	えりも町	
	（9）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活バス路線運行委託 【具体的な事業内容】 廃止されたバス路線を町からの委託運行という形態で維持する。 【事業の必要性】 バス路線の廃止により、地域住民は通学・通院等に支障をきたしている。バスは町内唯一の公共交通機関であることから、これらを解消するため町から委託運行という形態で路線を維持し、町民の交通手段を確保しなければならない。 【見込まれる事業効果等】 通学・通院等、町民の交通手段が確保される。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　交通施設の整備、交通手段の確保	（1）市町村道 （9）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	タクシー事業維持改善交付金 【具体的な事業内容】 タクシー事業者へ運行経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 町内の公共交通ネットワークの形成に欠かせないタクシー運行を維持し、町民とりわけ高齢者の交通利便性の維持を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 町民とりわけ高齢者の通院・外出時の交通手段が確保される。	えりも町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

○インフラ系施設

基本方針：町道については、定期的な巡回、安全点検を実施し、点検結果や地域の要望を踏まえた適切な維持・補修に努める。

トンネル、シェッドについては、定期的な点検・診断を実施するとともに、「トンネル・シェッド長寿命化修繕計画」を基本とする維持管理・修繕・更新等を実施する。

橋りょうについては、定期的な点検・診断を実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」を基本とする維持管理・修繕・更新等を実施する。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

①　水道施設

現在、市街地を含む西部地区、えりも岬地区を含む東部地区、一方断崖絶壁の海岸が続く黄金道路沿いに位置する目黒地区の３つの地区を統合し、１つの簡易水道事業で運営している。

令和２年度末の給水人口は 4,352 人で、98.2%の水道普及率となっている。

既存の施設及び管路は、経過年数 40 年を超えるものが多く、計画的な更新が大きな課題となっている。

また、地方公営企業法を未適用の簡易水道事業について、人口規模に関係なく公営企業会計への移行が令和５年度末までに義務付けされたことから、移行事務を令和３年度から進める。

②　下水処理施設

本町では、豊かな自然を守り衛生的で快適な生活環境を守るため、下水道整備事業を平成８年から開始し、平成 14 年３月から順次供用を開始してきた。

整備事業は平成 21 年に休止したが、全体計画区域 153ha のうち、136ha の整備が完了しており、下水道への接続を推進している。

今後、下水処理施設やポンプ所の設備が耐用年数を迎えることから、計画的に更新を進める必要がある。

また、平成２年度から補助制度を設けて進めている合併処理浄化槽は、下水道区域以外の地域で引き続き普及に努めるとともに、適正な維持管理を促進し、快適な衛生環境の保持を目指す。

③　ごみ処理施設

最終埋立処分場については、令和２年度から様似町の不燃ごみの受入れを開始したことから、使用年数の延長を図るため、ごみ資源のリサイクル化と減量化の推進に努める。また、経年劣化により重機等の故障も発生しており、今後、計画的な修繕・更新が必要である。

平成３年に建設された清掃センターは、経年劣化による建物・機械等の痛みが多く見られ、こちらも計画的な修繕等が必要である。

④　し尿処理施設

現在、浦河町、様似町と日高東部衛生組合を組織し、衛生センターにおいて広域的に処理を行っている。

昭和42年に建設された衛生センターは、現在、令和４年の供用開始に向け更新中であり、施設の更新には多額の事業費が必要となることから、国が展開する補助事業採択の可能性を探る必要がある。

⑤　消防施設

本町の消防体制は、昭和 46 年に浦河町・様似町・えりも町の３町で日高東部消防組合を設立、町内に支署を配置し、予消防及び救急業務を行っている。

えりも支署の消防施設や装備は、年次計画により整備を進めているが、現代の生活環境等の変化に即応できるよう、消防技術はもとより消防施設の整備についても、なお一層の消防力の充実強化が求められている。

消防団の組織は、近笛地区から目黒地区までの７地区に分団を設置、約 110 名の消防団員と消防車両計８台を配置し、予消防活動を行っている。

救急自動車については、現在、高規格救急自動車２台体制にて運用している。全救急出動件数の約６割は町外への搬送で、日高管内の救急医療拠点である浦河赤十字病院をはじめ、札幌市、苫小牧市、帯広市などの都市部の医療機関への遠距離救急搬送が多くを占めている状況にあり、本町より高次医療圏への救急搬送体制の確立は必要不可欠である。

このことから、老朽化した車両では修理・部品取替等の発生は明らかで、遠距離走行は救急搬送に不安があるだけではなく、緊急走行時のトラブルにも繋がる。さらには、高度救命用救急資機材等の経年劣化や摩耗が著しく、医療機器の正確な測定等に支障をきたしており、耐用年数を超過し部品供給が終了している状態で、故障時の修理が不可能となっているため、整備更新が必要である。

支署及び消防団車両については、適宜配置換え等により効率的な更新整備を図っている。しかし、全体的には車齢が経過し、定期的に点検整備や修理等を行ってはいるが、車体の劣化やポンプ性能の低下が憂慮されていることから、年次計画に基づき実情に応じた更新整備が必要である。

特に支署車両のうち、火災時先着隊として第１出動する主力車両の水槽付消防ポンプ自動車（１号車）については、配置後 25 年余りを経過しており、目安となる 20 年の更新年数を超過している。この更新する車両には、交通事故等に対応するための救助用資機材等の更新配置、水槽容量の増強、消火薬剤の装備などの導入を計画しており、今後の当支署の消防体制や人口規模などを踏まえ、１台の車両に集約化・最適化されることで、効果的かつ円滑な消防活動の運用が可能となることから、最優先としての整備更新が必要である。

消防団車両については、火災時に防火水槽等から吸水し、タンク車への中継送水と団員の輸送を目的とする車両の第１分団消防ポンプ自動車（３号車）についても、あらゆる場面などを想定して、中継用車両として使用する重要な役割を担っている

ことから、今後実情に応じて車両の機種変更や適正な車両台数の配置を視野に入れ、慎重に協議検討を重ねての更新整備が必要となってくる。

また、支署配置の第１分団積載車は多種多様な用途で使用され、使用頻度が高い。現在では車体の錆による腐食劣化が顕著な状況であり、近年多発する暴風災害時には、各資機材を積載し、機動性を発揮する中核車両であることから、早期な更新整備が必要である。

第４分団（近浦・笛舞）・第５分団（歌別）の小型動力ポンプ付積載車は、車齢30年を迎え、目安となる25年の更新年数を超過しているため、早急な整備更新が必要である。

消防団詰所については、各地区の消防団防災・活動拠点として、町内６地区に建設され現在に至っており、築30年を経過しているものが３ヶ所ある。

第２分団（えりも岬地区）と第６分団（東洋地区）にあっては、すでに建物の大規模な改修・維持補修工事が完了している。

第３分団（庶野地区）と第７分団（目黒地区）においては、築40年を経過し、支署より遠隔地区に位置している。この２ヶ所については、暴風等による塩害を受けるなど建物全体の老朽化が進行し、特に屋根や車庫シャッターは経年劣化等による腐食が著しく進行しており、必要最低限の補修整備などを行って維持管理している状況であるため、今後はえりも町公共施設検討委員会の結果に基づき、早急な移転新築の整備計画を策定することが急務である。

さらに、東日本大震災の大津波災害の教訓や公表されているハザードマップにおいても、現在の詰所位置が津波による浸水地域となることが明確であり、地元分団員や町民からも早期の移転新築が求められていることから、災害時の防災拠点ともなる消防団詰所の移転用地の確保と整備を進めていかなければならない。

⑥　公営住宅

核家族化及び高齢化社会の進展により住宅需要が増大する中、良好で快適な住環境の整備が求められている。これまでも、公営住宅ストック総合計画により、老朽住宅や狭小住宅の建替整備を進めてきたが、老朽化した公営住宅は多く残っている。

町民の安定した居住の継続と豊かな暮らしの実現を図るため、今後はえりも町公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な建替と修繕等、適切な維持管理を行うことが必要である。

⑦　防災

本町の災害の多くは、風雨、波浪、津波、地震などの自然災害であり、海岸線に沿って集落が形成されているため、とりわけ、津波に対する対策が急務であり、防災備蓄倉庫の整備、津波避難タワー及び避難経路の整備、緊急時の行動マニュアル

を確立した地域防災計画の見直しや津波による浸水予測図の更新整備、土砂災害ハザードマップの整備などを継続的に配備するなど防災力向上に向けた対策を推進する必要がある。

また、本町の地形と産業構造上、急傾斜地付近に住宅や作業所を建設している地域が多く、これらの地域に居住する町民の生命と財産を守るための対策や生活基盤である住宅の機能等を向上させる取り組みを促進することも重要である。

本町の防災行政無線システムのうち、固定系については平成 17 年度にデジタル方式に変更しているが、緊急放送等をより早くより確実に伝達するために目黒簡易中継局の移転や屋外子局の追加や改修など計画的な設備の更新が必要である。

また、昨今各地で発生している大地震や風水害では、高齢者を中心とした逃げ遅れなどから尊い命が多数失われている。このことから、災害時要支援者を中心とした避難情報等の早期伝達が重要となるため、防災行政無線戸別受信機、災害情報メール等のシステム整備の充実が必要である。

⑧　老朽化公共施設等の解体撤去

近年増加している老朽化した公共施設等について、解体撤去を実施し、景観上の問題及び犯罪や崩落の未然防止など、良好な生活環境の改善を図る必要がある。

（２）その対策

①　水道施設

・機械電気設備の更新及び整備
・老朽管路の計画的な更新
・公営企業会計移行事務
・管路台帳システムの導入

②　下水処理施設

・下水道への接続普及
・下水道設備の長寿命化対策
・合併処理浄化槽の普及、維持管理の促進

③　ごみ処理施設

・リサイクルセンターの有効活用と埋立処分場の適正な維持管理
・最終処分場の重機等の計画的な修繕及び更新
・資源ごみの回収奨励、リサイクル活動の推進
・清掃センターの計画的な修繕及び機器更新
・塵芥収集車の計画的な車両更新

④　し尿処理施設

・し尿処理施設更新に係る建設計画の実施

・日高東部衛生組合との運用に係る広域的な連携

⑤　消防施設

・消防支署車両及び消防資機材等の効果的な配置、更新整備

・消防団車両の地域実情に応じた更新整備

・高規格救急自動車及び高度救命資機材等の更新整備

・消防団詰所の移転用地確保と移転整備

⑥　公営住宅

・えりも町公営住宅長寿命化計画による計画的な建替と修繕等の促進

⑦　防災、住宅等急傾斜地の安全確保

・地域防災計画改訂

・防災備蓄倉庫の整備

・津波避難タワーの整備

・避難経路の整備

・職員災害初動マニュアルの更新

・津波ハザードマップの更新

・地区別津波避難計画の作成

・急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の防止対策

・土砂災害ハザードマップの作成

・住宅環境機能の整備促進

・固定系防災行政無線設備の更新

・防災行政無線戸別受信機の無償貸与

・災害情報メール等のシステム整備

⑧　老朽化公共施設等の解体撤去

・老朽化した公共施設等の解体及び撤去を実施

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（1）水道施設 簡易水道	町内管路更新事業	えりも町	
		機械・計装設備更新工事	えりも町	
	（2）下水処理施設 公共下水道	下水道設備長寿命化対策工事	えりも町	
	地域し尿処理施設	合併処理浄化槽設置補助	えりも町	
		合併処理浄化槽設置利子補給・維持管理費助成	えりも町	
		汚水処理施設整備事業（MICS事業）	日高東部衛星組合	
	（3）廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター整備事業	えりも町	
		クリーンセンター整備事業	えりも町	
	その他	塵芥処理収集車購入事業	えりも町	
	（5）消防施設	高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入事業(救急２)	日高東部消防組合	
		資機材搬送車購入事業（支署）	日高東部消防組合	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業（第５分団・歌別地区）	日高東部消防組合	
		水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入事業（支署１号車）	日高東部消防組合	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業（４分団（近浦・笛舞地区）	日高東部消防組合	
		小型動力ポンプ購入事業（支署）	日高東部消防組合	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（5）消防施設	消防指揮広報車購入事業（支署）	日高東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車CD-Ⅰ型購入事業 （支署３号車：第１分団）	日高東部 消防組合	
	（6）公営住宅	公営住宅整備（建替・修繕）	えりも町	
	（7）過疎地域持続的 発展特別事業 生活	公営企業会計適用移行事業 【具体的な事業内容】 公営企業会計への移行が義務付けられた、簡易水道事業の移行事務を進める。 【事業の必要性】 人口規模に関係なく、令和５年度末までに、公営企業会計への移行が義務付けられたため。 【見込まれる事業効果等】 経営状況を的確に把握し、将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産情報を活用し、水道施設の老朽化対策や更新を計画的に進めることができる。	えりも町	
		管路台帳システム導入事業 【具体的な事業内容】 水道マッピングシステムを導入し、送水管や配水管等の台帳を電子化し、管路情報の強化を行う。 【事業の必要性】 水道施設を良好に維持するためには、管路の状況を的確に把握する必要があるため、管路情報の強化を行う。 【見込まれる事業効果等】 水道施設の維持管理及び計画的な更新等が行える。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（7）過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅改修工事等助成事業 【具体的な事業内容】 住環境の改善を促進するため、住宅の新築や改修工事を行う町民に、工事費用の一部を助成する。 【事業の必要性】 安心で安全な暮らしを続けていくためには、生活基盤である住宅の機能等を向上させることが重要であることから、住環境の整備を促進する。 【見込まれる事業効果等】 快適で良質な住環境の整備並びに町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることができる。	えりも町	
		地域防災計画改訂 【具体的な事業内容】 町内に係る防災に関して、国の防災計画や北海道地域総合防災計画等と整合性を図りながら、地域防災計画の改訂を行う。 【事業の必要性】 今後予想される大型災害に対応すべく、地域の特性に沿った、実行性のある計画への改訂が必要。 【見込まれる事業効果等】 町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全な生活を保護することができる。	えりも町	
		地域防災強力化事業 津波ハザードマップ作成 【具体的な事業内容】 津波災害ハザードマップを作成し、危険箇所を町民に周知する。 【事業の必要性】 大津波警報や津波警報が発令された際、町民が速やかに避難でき	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（7）過疎地域持続的発展特別事業 生活	るよう、避難場所の把握、避難経経の確保をする必要がある。 【見込まれる事業効果等】 ハザードマップは津波発生時に避難する際の指標となるとともに迅速な対応が可能となる。		
		地域防災強力化事業 土砂災害ハザードマップ作成 【具体的な事業内容】 土砂災害ハザードマップを作成し、危険箇所を町民に周知する。 【事業の必要性】 降雨等により土砂災害が発生した際に自主避難をするための判断材料の周知が必要である。 【見込まれる事業効果等】 ハザードマップは土砂災害発生時に避難する際の指標となるとともに、被害の軽減が見込まれる。	えりも町	
		防災行政無線戸別受信機無償貸与事業 【具体的な事業内容】 希望する全世帯に対して防災行政無線戸別受信機を無償で貸与する。 【事業の必要性】 近年の大規模災害の状況から、海岸に沿って集落が点在する本町においては津波避難対策が急務であり、まず緊急情報をいち早く町民へ伝達することが重要である。 【見込まれる事業効果等】 防災行政無線戸別受信機を貸与し、緊急情報及び行政情報をより早くより明瞭的確に伝達することで、町民の安全で安心な生活を守ることができる。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（7）過疎地域持続的発展特別事業 環境	リサイクル活動・再利用資源回収助成事業 【具体的な事業内容】 資源の有効活用を促進するためリサイクル活動に取り組む団体及び再利用資源回収業者に対し助成金を交付しその活動を支援する。 【事業の必要性】 ごみ減量化のためには循環型社会を形成していく必要があり、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することにより、廃棄物を減少し、埋立処分場の延命を図る。 【見込まれる事業効果等】 物を大切にすることやごみの分別に対する意識高揚が、ごみ減量化につながり、埋立処分場の使用年数延長が図られる。	えりも町	
	危険施設撤去	公共施設等解体撤去事業 【具体的な事業内容】 老朽化した公共施設の解体及び撤去を行う。 【事業の必要性】 安心で安全なまちづくりを推進するためには、老朽化した危険建物や景観保全上問題のある建物の解体撤去等の対策が必要である。 【見込まれる事業効果等】 老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行うことにより、景観の保全及び犯罪や崩落の危険の未然防止を図ることができ、安心安全なまちづくりを推進するための良好な生活環境の整備が図られる。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（8）その他	防災備蓄倉庫整備	えりも町	
		津波避難タワー整備	えりも町	
		避難経路の整備	えりも町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

○供給施設

基本方針：清掃センター、クリーンセンター等は定期点検や計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図る。

○公営住宅

基本方針：公営住宅は、公共施設面積の約２割を占め、多くの施設で改修等が必要となってきている。「えりも町公営住宅長寿命化計画」を基本として、10年間で１割の住戸の削除を目指した、建替え、長寿命化、用途廃止等を進める。

○インフラ系施設

基本方針：上水道については、水道台帳の整備を進めており、今後、管路についてはマッピングシステムを導入、アセットマネジメント、水道ビジョン、管路更新計画を策定し、当計画に沿って更新、長寿命化を進める。

下水道については、今後、ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、当計画に沿って更新、長寿命化を進める。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

本町の高齢化率は、令和３年３月末現在で 34.0%となっている。これは５年前の 29.1%と比較して 4.9 ポイント上昇しており、高齢化が進行していることを如実に表していることに加え、高齢者夫婦世帯や単身高齢者世帯の割合も増加している。生産年齢人口については減少が著しく、同じく令和３年３月末時点と５年前の平成 28 年３月末時点を比較すると 662 人減少している。一方で 65 歳以上の増加数は 70 人であり、高齢化の進行の主要因は、高齢者の増加ではなく若年層の流出であるといえる。

本町では子育てしやすい環境を確保するため、町立の保育所を３か所運営している。人口減少に比例して児童数も減少しているが、施設及び設備の老朽化も進んでおり、子育て環境の充実を図り若年層の町外流出に歯止めをかけるためには、町内各保育所の改修や遊具等の設備の更新が必要不可欠となっている。

高齢者の介護福祉サービスについては、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業所と連携を図りながら、ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの在宅サービスと特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへの入所に係る施設サービスの調整を行っているが、高齢者夫婦世帯や単身高齢者世帯の増加により、施設サービス利用の要望が大きくなっている。

また、平成 30 年３月に医療法人が開設した、地域密着型サービス事業所は、本町の介護福祉サービスのリソース向上に寄与するものである。

また、高齢者の外出支援の一環として実施してきた福祉バスによる高齢者センターへの送迎事業については、令和２年度において高齢者センターを一部改修し、快適性の向上を図った上で本町における保養施設として位置付けたところである。したがって、孤独や孤立など高齢者が抱える不安感の軽減のためにも引き続き送迎事業を実施することが必要であるが、運行する車両の更新時期が迫りつつある。

保健事業については、「誰もが自分の健康状態を常に意識し、関心を持ち続けること」を基本として町民の健康増進に努めている。とりわけ、特定健康診査及び特定健診指導の実施により、糖尿病や肥満などの生活習慣に起因する疾病の早期発見・早期治療に重点を置き、加えて母子保健、成人保健、歯科保健、精神保健、食生活改善など多岐に渡る積極的な取り組みを実施している。

生活習慣に起因する疾病の傾向として、悪性新生物、高血圧症、脂質異常症などが上位を占め、悪性新生物に至っては本町の死亡原因の１位となっている。これらの疾病を早期発見・早期治療をするためには、がん検診や特定健康診査を受けることが極めて有効であるが、令和元年度における特定健康診査の受診率について、全道平均の 28.9%に対して本町は 32.2%と一定の水準となっている。しかし、令和元年度における当初目標である 42%には至っておらず、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大の影響による受診率の低下が予想されることから、今後においても受診に係るインセンティブはもとより、より一層の啓発・周知・勧奨が重要である。

えりも町は、町内に小児科・産婦人科がなく、子どもを安心して産み育てる環境にあるとは言い難い。そのため、経済的な負担軽減を図ることや妊娠・出産・子育てに関する相談を受けることができる環境を整える必要がある。

また近年は、子どもの発達や思春期に伴う心身の不調の相談が増え、既存の母子保健法による乳幼児期から学童・思春期まで長期にわたる支援が必要となっている。そのため、子ども及びその親が孤立しないように関係機関と連携を図り、子育て環境の整備に努める。

障がい者福祉サービスについては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の推進が求められているが、町内には障がい者に係る通所施設もないことから、近隣町の施設を利用するための移動手段として、旅客運送業者に委託して専用車両の運行を実施し、その利用機会の確保を図っている。

今後においても、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、保健事業計画などに掲げる目標の達成に向けて、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係機関・団体、事業所との連携を緊密に図りながら、保健、医療、福祉の充実に取り組む必要がある。

（２）その対策

・町内保育所の施設改修及び設備更新による子育て環境の充実
・在宅サービスと施設サービスの連携強化
・高齢者及び中高年への介護予防事業やリハビリ教室の推進
・認知症高齢者に対する支援体制の充実
・各種健康診断、健康教育、健康相談等の推進
・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実
・障がい児の療育機会の拡大
・障がい者に対する福祉サービス利用の拡大

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の核保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（1）児童福祉施設 保育所	中央保育所遊具更新事業	えりも町	
		庶野保育所改修事業	えりも町	
	（3）高齢者福祉施設 その他	福祉バス購入	えりも町	
	（8）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 【具体的な事業内容】 乳幼児等の医療費の一部を助成する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、乳幼児等、町民の健康増進のため、疾病の予防及び早期診断・早期治療を促進し、福祉の充実を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 乳幼児、３級障がい者、重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費の一部を助成することで町民の健康と福祉の向上に寄与する。	えりも町	
		子育て世帯医療費支援事業 【具体的な事業内容】 ０歳から中学３年生の子どもがいる保護者に、負担した医療費の一部相当額を地域商品券で還元する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、児童等町民の健康増進のため、疾病の予防及び早期診断・早期治療を促進し、福祉の充実を図る必要がある。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、児童福祉の向上及び、町内の商店のみで使用できる地域商品券で還元することにより、地域経済の活性化に寄与する。		
		すこやか赤ちゃん誕生祝い金事業 【具体的な事業内容】 出生１名につき30,000円相当の現金または地域商品券により誕生祝い金を支給する。（第２子以降は20,000円増額支給） 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の育児にかかる経済的負担を軽減することにより、児児福祉の向上が図られ、町内の商店のみで利用できる地域商品券を支給することで、地域経済の活性化に寄与する。	えりも町	
		妊婦交通費助成事業 【具体的な事業内容】 妊婦１人に対し、妊婦健診を受診した際の交通費を最大16回を限度に助成する。 【事業の必要性】 町内に産婦人科がなく、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦の経済的な負担軽減を図る。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【見込まれる事業効果等】 経済的負担が軽減され、安心して妊娠・出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。		
		不妊治療費助成事業 【具体的な事業内容】 特定不妊治療１回につき最大15万円、一般不妊治療1回につき最大５万円を、通算6回まで助成する。 【事業の必要性】 町内に不妊治療を実施できる医療機関がなく、妊娠を望む世帯の身体的・経済的負担を軽減することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりを行う必要がある。 【見込まれる事業効果等】 経済的負担が軽減され、安心して妊娠・出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。	えりも町	
		妊産婦健康診査助成事業 【具体的な事業内容】 妊婦健診１人最大14回（約12.9千円上限）、産婦健診１人最大２回（約10千円以上）を助成する。 【事業の必要性】 町内に産婦人科がなく、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦の経済的な負担を軽減を図る。 【見込まれる事業効果等】 経済的な負担が軽減され、安心して妊娠、出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子どもの発達相談事業 【具体的な事業内容】 就学前の児童に対して発達検査や専門的なアドバイスを行い、就学及び発達の支援を行う。 【事業の必要性】 近年、子どもの発達や心身不調、育児不安に関する相談が増加しているが、町内に児童精神科がないため、身近な場所でいつでも相談ができる体制を整える。 【見込まれる事業効果等】 子どもの発達を理解し、適切な助言を受けることで、不適切な療育や子育ての不安が軽減さる可能性があり、将来的に発達に伴う二次障害の発生予防につながる。 また、教育委員会や学校との連携を図り、きめ細やかな指導・支援が可能となる。	えりも町	
		おたふく予防接種助成事業 【具体的な事業内容】 就学前の児童に対し最大２回分のおたふくかぜ予防接種の費用について、１回3,000円の自己負担を超える額を助成する。 【事業の必要性】 おたふくかぜの感染により、難聴や生殖機能にダメージを受ける可能性が高く、ワクチンによる感染を防ぐことが必要である。 【見込まれる事業効果等】 予防接種費用を助成することにより、子育てに係る経済的負担を軽減でき、子どもの健康と福祉の向上に寄与することができる。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	妊娠・出産・子育てまでの個別支援事業 【具体的な事業内容】 母と子がその人らしく妊娠・出産・子育てに適応できるよう、身体的特徴を踏まえた個別性の高い支援を行う。 【事業の必要性】 町内に産婦人科医が無いことから、妊娠中の体調管理や出産後の生活に不安を抱きやすく、妊娠をきっかけに精神疾患を発症する人も少なくない。妊産婦と赤ちゃんの身体的な観察ができる知識の習得・アセスメント能力の向上を図り、個別性の高い支援を行うことで、妊娠・出産・子育てに伴う身体的・精神的不安の緩和を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 妊娠中の支援の充実及び育児のしやすい環境を整備することで、虐待や産後うつなどの精神疾患の予防等、母子福祉の充実が図られる。	えりも町	
		母乳相談事業 【具体的な事業内容】 母乳栄養の推進及び乳腺炎等の母乳トラブルを解消するための相談支援事業を行う。 【事業の必要性】 母乳育児は栄養面、母子愛着形成において重要とされ、母子育児を希望する母親の割合は６割程度であるが、母乳の専門的な指導や母乳トラブルの解消には遠方の母	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳外来を受診しなければならず、経済的、身体的に負担となっている。母乳に関する知識を習得し、町内でも専門的な母乳ケアの提供が可能となる環境を整備する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 母乳育児率の向上や育児をしやすい環境を整えることで、愛着形成や発達の促進、発達障がいや虐待の予防に繋がり、出生率の向上に寄与することができる。		
		小児科・産婦人科オンライン相談委託事業 【具体的な事業内容】 15歳未満の子どもと産婦が、24時間オンライン等で小児科・産婦人科医の相談を受けることができるサービスを提供する。 【事業の必要性】 町内に小児科・産婦人科がなく、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦及び子どもを持つ親の経済的・精神的な負担の軽減を図る。また、新型コロナウイルスによる受診控えを補うもの。 【見込まれる事業効果等】 経済的・精神的負担の軽減により、児童虐待防止、子どもの健やかな成長発達及び妊産婦の健康に寄与する。	えりも町	
		学校給食費補助事業 【具体的な事業内容】 町立小中学校に在籍する児童及	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	び生徒の学校給食費の一部を補助する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、保護者の教育費等の負担を軽減し、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、保護者の教育費等の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を生み育てやすい環境づくりに寄与することができる。		
		学校昼食支援事業 【具体的な事業内容】 ミルク給食や完全給食を実施している小中学校において、アレルギーのため給食が希望できない児童・生徒の昼食経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 保護者の昼食準備に係る経費等の負担を軽減し、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、保護者の昼食準備に係る経費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を生み育てやすい環境づくりに寄与することができる。	えりも町	
	高齢者・障害者福祉	障がい者相談支援事業（委託） 【具体的な事業内容】 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者本	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	人や家族が持つ日常生活においての悩みや不安を解消するため、専門的な知識を有する相談支援事業所に相談業務を委託する。 【事業の必要性】 社会資源が乏しい本町では、地域で暮らす障がい者が抱える多種多様な問題について、専門的な知識とネットワークによる支援体制を構築し対応する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 障がい者と家族、町民が安心して暮らすことができる環境が整備され、地域の発展に繋がる。		
		要介護等人工透析患者移送事業補助 【具体的な事業内容】 人工透析治療者の通院移送に係る車両を、福祉有償運送により定期的に運行する。 【事業の必要性】 町内に人工透析治療を行う医療機関がなく、50km程度の距離にある医療機関で透析を行っているが、公共交通機関を利用しての通院は身体的・経済的負担が大きいことから、透析患者の生命及び健康維持のため安定的な移動手段の確保を行う必要がある。 【見込まれる事業効果等】 人工透析治療者の通院に対する不安が解消されるとともに、通院による負担が軽減され、治療を行っていても地域において安心した生活を営むことができる。	えりも町社会福祉協議会	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	障がい通所サービス利用者送迎事業 【具体的な事業内容】 在宅で暮らす障がい者等が、通所サービスを利用できる機会を確保するため、福祉車両による自宅と通所サービス事業所間の定期運行事業を運送事業者への委託により実施する。 【事業の必要性】 町内には通所サービス事業所がなく、事業所による送迎も困難なことから、在宅障がい者のサービス利用機会を増やすため、福祉車両による移動手段の安定的な確保が必要となる。 【見込まれる事業効果等】 通所サービスへの送迎を行い利用機会を確保することによって、在宅生活を送る障がい者の負担を軽減することができる。	えりも町	
		障がい福祉サービス利用者交通費扶助 【具体的な事業内容】 在宅生活を送る障がい者又は障がい児が、町外の通所サービス事業所等を利用した場合に、通所に係る費用の一部を扶助し経済的負担の軽減を図る。 【事業の必要性】 本町では通所事業所がなく、障がいに係る通所サービスを利用するためには、町外の事業所等となる状況であることから、通所に係る経済的負担を軽減し利用環境を整える必要がある。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	【見込まれる事業効果等】 障がい福祉サービス事業所への通所等に係る利用者の負担を軽減しサービス利用の充実を図ることで、安定した在宅生活を送ることができる。		
		特別支援学校就学者交通費助成事業 【具体的な事業内容】 特別支援学校に就学する児童又は生徒が、寄宿舎に宿泊できない日であって保護者が送迎できない場合に、利用したタクシー代の一部を上限を定めて助成する。 【事業の必要性】 特別支援学校の寄宿舎では、週末等に宿泊できないことが多く、公共交通機関の利用が困難で保護者が送迎できない緊急時等における送迎手段を確保する必要性がある。 【見込まれる事業効果等】 交通費の一部を助成することによって、保護者が送迎できない緊急時の児童・生徒の輸送方法の代替策を確保することで、在宅生活の安定を図ることができる。	えりも町	
		ひとり暮らし老人等緊急通報システム設置事業 【具体的な事業内容】 在宅の独居高齢者等で、緊急時の通報手段の確保が困難な者に対し、火災報知器を付属した緊急通報装置を無償で貸与し、受診業務24時間対応の事業所に委託する。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	【事業の必要性】 高齢化が進行し、独居世帯又は高齢者世帯が増加する現状にあって、在宅高齢者の生命保護を図るため本事業が必要である。 【見込まれる事業効果等】 通報装置を無償で貸与し、緊急時の通報手段を確保することによって、在宅における生活支援と不安解消を図るとともに、初動時の迅速な対応が期待できる。		
		高齢者通所サービス利用者送迎事業 【具体的な事業内容】 在宅で暮らす高齢者が、通所リハビリテーション等を利用できる機会を確保するため、自宅と通所事業所間の定期運行事業を運送業者への委託により実施する。 【事業の必要性】 町内には通所リハビリテーション施設等がなく、事業者による送迎も困難であることから、高齢者のサービス利用機会を増やすため移動手段の安定的な確保が必要となる。 【見込まれる事業効果等】 通所リハビリテーション等への送迎を行い利用機会を確保することによって、在宅生活を送る高齢者の身体的・経済的負担を軽減することができる。	えりも町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

〇保健・福祉施設

基本方針：保育所は、子ども・子育て支援事業計画を基本として、計画的な維持管理を行っていく。

高齢者センターについては令和２年度において一部改修を行い、快適性の向上を図った上で本町における保養施設として位置付けたところである。

一方で、コミュニティセンターについては、使用団体の関係から概ねその役割を終えたと判断できるところであり、速やかな処分が求められる。

また、高齢者ケアホーム、介護予防センター、高齢者福祉寮等は計画的な修繕により適切な維持管理を図る。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

少子高齢化の進展に伴い、時代に対応した医療の確保が求められており、医療と保健予防、福祉、介護との連携をより深めた医療体制の確立が必要である。

本町の医療は、国民健康保険診療所を拠点とした一次医療を中心に、道立庶野診療所及び歯科医院２か所によって確保されている。

中核医療機関としての国民健康保険診療所に対する町民の期待は大きく、診療所の運営に当たっては、医師の常勤体制維持等により安定した医療の確保と提供が求められている。今後も町民の要望に対応した医療の確保を目指し、医療機能の充実に努める必要がある。

二次医療は、総合病院浦河赤十字病院が地域センター病院としての役割を担っており、より高度な医療は、札幌市、帯広市、苫小牧市など都市部の医療機関に依存している状況にある。

また、浦河赤十字病院は日高管内で唯一産婦人科を開設しており、町内妊婦の役６割が受診し出産しているが、平成18年度より派遣医師による診療となっている。安全な妊娠・出産を支えるためにも継続して産婦人科医師の確保に努める必要がある。

（２）その対策

・一次医療体制の充実、医療施設・機器の整備充実
・国民健康保険診療所医師常勤体制の維持
・在宅医療の充実
・ドクターヘリの利用等救急患者の搬送体制の確立
・二次医療確保及び産婦人科医師派遣維持のための浦河赤十字病院への支援連携の強化

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　医療の確保	（１）診療施設 診療所	診療所医療事務システム更新	えりも町	
		診療所医用画像システム更新	えりも町	
		診療所マルチスライスＣＴスキャンシステム更新	えりも町	
		診療所超音波診断装置（エコー）更新	えりも町	
		ナースコール設備更新	えりも町	
		レセプトコンピュータ更新事業	えりも町	
		スプリンクラー設置事業	えりも町	
	（３）過疎地域持続的発展特別事業 その他	産婦人科医師派遣費用負担事業 【具体的な事業内容】 浦河赤十字病院は日高管内で唯一産婦人科を開設しており、平成18年度より派遣医師による診療となっているため、産婦人科医師派遣に係る費用を負担する。 【事業の必要性】 町内妊婦の６割以上が妊婦健診や分娩を浦河赤十字病院で行っており、継続して産婦人科医師を確保することにより、妊婦への負担軽減と安心して妊娠・出産をすることができる体制を整備する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 妊娠、出産は危険性が高く緊急性が求められることが多い中、身近な医療機関で出産が可能となることで、子育て支援や少子化対策に貢献することができる。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　医療の確保	（３）過疎地域持続的発展特別事業 その他	第二次広域救急医療対策事業 【具体的な事業内容】 夜間、休日の重症救急患者の診療を確保するための医療体制整備費として、救急医療に係る経費を負担する。 【事業の必要性】 浦河赤十字病院は第二次救急医療機関の指定を受けており、救急医療に係る医療従事者を安定的に確保することで、救急時に安心して診療を受けることができる医療環境を確保する。 【見込まれる事業効果等】 救急医療体制が整備されることで、緊急時においても医療を受けることができ、早期治療により重症化の予防につなげることができる。	えりも町	
		医師確保対策事業 【具体的な事業内容】 本町の一次医療の中心を担う国民健康保険診療所の医師確保のため赴任旅費、医師住宅の整備及び医師の研究・研修等に係る経費を負担する。 【事業の必要性】 地理的要因等から本町は他の地域より医師確保に困難を極めていることから、生活・就労環境等の整備を図り常勤医を確保する。 【見込まれる事業効果等】 地域医療という厳しい条件の中であっても、医師が安心して診察に従事できるとともに、地域医療が安定的に確保される。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　医療の確保	（３）過疎地域持続的発展特別事業 その他	浦河赤十字看護専門学校運営費補助事業 【具体的な事業内容】 看護師専門学校の運営を補助し看護師の育成を図ることで、管内の救急医療の拠点である浦河赤十字病院の医療体制の維持を図る。 【事業の必要性】 全国的に看護師不足が深刻化している状況の中で、管内においても同様の状態が続いており、その解消を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 看護師の充実が図られ、救急医療体制が維持される。	えりも町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

○医療施設

基本方針：診療所・医師住宅等は、計画的な修繕による適切な維持管理を図る。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

①　学校教育

学校教育においては、教育の機会均等と教育水準の維持は不易かつ重要なことであり、基礎学力、豊かな心、健やかな体の三本柱は、これまでもこれからもバランスよく取り組まなければならない。

今後も一層、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、えりもの自然や環境を踏まえて、これらが連動した「学びの環境づくり」を推進することが重要である。

児童生徒数の減少は、本町においても例外ではなく、平成18年度に目黒小学校が庶野小学校に、庶野中学校及び目黒中学校がえりも中学校にそれぞれ統合し、令和２年度には東洋小学校が閉校したところである。現在は、小学校４校、中学校１校、町立高等学校が１校であり、令和３年度の児童生徒数は、小学校243人、中学校132人、高等学校78人で中心校のえりも小学校児童とえりも中学校生徒の一部は、４台のスクールバスで通学している。

また、学校施設は、学校教育のみならず地域の生涯学習の場としての機能を果たしており、計画的な整備が必要である。

加えて、教職員の能力を十分に発揮してもらうための生活環境、とりわけ住環境の整備は急務である。

②　社会教育

本町の生涯学習は、町民憲章の具現化を図ることを目的に構想された「５つのづくり活動と10の運動」を実践運動として定め（昭和56年）、町民のまちづくり意識の醸成を進めてきた。

実践運動の目標達成のため、福祉センター及び図書室は、各種学習活動や文化活動等を支援する役割を担う生涯学習における拠点施設となっているが、昭和 45 年に建設された古い施設であるため、今後の変化に対応した施設の機能性や安全性を高めつつ、施設の維持を図り、利活用を促進する必要がある。

また、少子高齢化が進む中、各体育施設の利用状況では大幅な減少は見られず多くの町民に利用されているが、スポーツをする人としない人の二極化が進んでいる。

スポーツを通じて健康なからだをつくることを子どものころから学習することにより、将来のスポーツ人口に好影響となるよう施設の計画的な整備及び指導者の育成に取り組むことが必要である。

さらに、社会情勢の変化や、個人主義を背景に、社会教育の推進の一翼を担っていた社会教育関係団体の衰退や放課後における児童の生活指導と健全育成を支援する体制の充実など、新たな課題も見えてきている。

町民一人ひとりが心豊かで生きがいのある生活を送っていくためには、乳幼児期から高齢期まで生涯を通して学び続けることが必要であることから、今後とも学習

内容の充実や指導者の育成確保に努め、併せて生涯学習の推進体制の確立、あらゆる機会において町民が自由に活動できる新たな生涯学習の拠点施設の整備充実などを図る必要がある。

（２）その対策

①　学校教育

・学校、家庭、地域が車の両輪となった教育活動を推進
・計画的な学校施設の環境整備
・計画的な教職員住宅の整備

②　社会教育

・多様な学習ニーズに適切に対応するための指導者の育成と優れた人材の確保
・生涯学習推進基盤の充実と地域の特性を生かした社会教育活動の推進
・社会教育関係団体の自主的な運営と活動の推進
・生涯学習施設の計画的な整備の実施
・放課後児童クラブの充実
・福祉センター大会議室照明、音響機器等整備事業
・町民体育館改修

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
９　教育の振興	（１）学校教育関連施設			
	校　舎	笛舞小学校屋上防水改修	えりも町	
		えりも小学校大規模改造事業		
		庶野小学校普通教室改修	えりも町	
		えりも中学校長寿命化改修	えりも町	
	屋内運動場	笛舞小学校非構造部材耐震化	えりも町	
		庶野小学校非構造部材耐震化	えりも町	
		えりも岬小学校非構造部材耐震化	えりも町	
		えりも高等学校体育館耐震化	えりも町	
	屋外運動場	笛舞小学校グラウンド改修	えりも町	
		えりも中学校グラウンド改修	えりも町	
	教職員住宅	教職員住宅建設 ４戸	えりも町	
		教職員住宅解体 ５戸	えりも町	
	給食施設	学校給食設備更新事業	えりも町	
		学校給食施設増築	えりも町	
		学校給食運搬車購入事業	えりも町	
	その他	ＰＣ教室端末等更新	えりも町	
	（３）集会施設、体育施設等			
	体育施設	町民体育館長寿命化改修	えりも町	
	その他	福祉センター整備事業	えりも町	
	（４）過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	えりも高等学校海外実践研修旅行助成事業 【具体的な事業内容】 えりも高等学校において実施している３年生を対象とした海外実践研修旅行事業に対し、助成金を交付する。	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　教育の振興	（4）過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	【事業の必要性】 国際化の進展に対応した人材づくりを進めるには、国際社会の中での日本人としての役割を自覚し物の見方・考え方の基礎を培うとともに、外国の生活や文化を理解・尊重する基本的資質を養うことが重要であり、地域の永続的な発展に不可欠である。 【見込まれる事業効果等】 海外実践研修事業へ助成することで、知識だけでなく、日本人に留まらない多様な人々との交流を重ねる中から、外国の生活や文化を理解・尊重し、グローバル化に対応できる人材の育成が期待できる。		
	その他	放課後児童クラブ運営事業 【具体的な事業内容】 小学校の児童が放課後等において、保護者等が就労等のため不在となっている家庭に代わり、児童の生活指導及び健全育成を図る。 【事業の必要性】 共働き家庭やひとり親家庭等の増加により昼間保護者等が不在の家庭が増加していることから、児童の適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図る必要性がある。 【見込まれる事業効果等】 放課後等に児童が安心して活動できる場を提供することにより、保護者等の就労機会を確保することができ、児童の健全育成に寄与する。	えりも町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

令和２年度に策定したえりも町教育委員会公共施設長寿命化計画（個別施設計画）により実施した点検・診断結果から、老朽化した施設の補修工事の計画に基づいて事業を実施する。

10　集落の整備

（１）現況と問題点

社会経済の進展と生活水準の向上に伴い、集落機能や居住環境に対する町民のニーズはますます多様化してきている。

本町の集落は、現状からみてほとんどの町民は現在地に定着して、集団移転等の意思は見られない。

点在する集落において、人口減少・高齢化は進んでいるが、生活基盤の低下を招かないよう今後も引き続き整備を推進する必要がある。

極端に孤立している集落や地域はないものの、様似町方面から東の十勝管内へ通じる唯一である国道 336 号においては、悪天候時等には度々通行止めとなり町全体が陸の孤島となる場合がある。

また、様似方面（近浦地区）においては、越波による運転者の視界障害や、道路上に石や砂利、海藻類の飛散物が打ち上げられる等、交通障害が多く発生し、救急患者の搬送や通勤、通学、通院など町民の暮らしが大きく脅かされ、水産物の輸送や観光客の入込み減など町内経済への影響も甚大であるため、町民の安心・安全な生活の確保と経済活動の安定を図るため、国道 336 号の早期の越波対策が必要となる。

（２）その対策

・民生安定及び産業振興のための国道336号の越波対策

11　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

町民の芸術文化に対する興味や関心や年々高まっており、文化協会が中心となり町文化祭や各種芸術文化事業が行われている。

しかし、個人による自主活動が多く、サークルや団体活動への参加が低調であることに加え、指導者の確保や育成にも課題がある。

地域における文化芸術活動の充実には、活動拠点となる施設整備のほか、これら個人の自主活動を団体活動に発展させる働きかけと併せ、支援体制の整備が必要である。

また、日ごろの成果を発表する機会や町民がより多くの文化芸術に触れられるよう鑑賞機会等の充実が求められている。

伝統文化については、町指定の無形文化財として「えりも駒踊り」「襟裳神楽」があり、それぞれの保存会が学校や青年への指導により後継者育成に積極的に取り組んでいるが、指導者が不足しておりその育成が課題となっている。

有形文化財については、江戸時代の有形文化財と史跡が10件指定されている。その中でも「猿留山道」については、現在国指定に向けて取り組みを進めており、今後の保存活用や観光資源としての位置づけが求められている。有形文化財、史跡には保存修復が必要なものもあり、今後の保存活用が課題となっている。

平成22年８月には「襟裳岬」が国指定文化財名勝ピリカノカに指定され、今後、観光資源としての価値を高め、地域のアイヌ文化継承とも連携し、保存活用を推進する必要がある。

日高山脈襟裳国定公園内に位置する「豊似湖」は、豊かな自然環境が残り、ニホンザリガニ、クマゲラ、ナキウサギなどが生息する極めて貴重な場所であるため、将来へ引き継いでいくためにもその保全と活用について検討していかなければならない。

地域文化に関する施設として、町水産の館（昭和56年開館）、町郷土資料館（平成４年開館）があるが、施設及び展示物の老朽化、郷土資料の収蔵スペース不足、食文化（郷土食）などの地域の特性を再発見する基礎的な調査が未実施の状況であり、地域特有の文化・文化財についての更なる振興及び調査研究を図る施設として整備更新する必要がある。

（２）その対策

・文化活動を支援する体制の整備
・各種体験事業、文化教室の充実及び芸術文化発表機会の充実
・地域の活動拠点となる施設の整備、郷土資料館等文化施設の充実
・文化財の修復、復元、利活用の推進
・郷土芸能の後継者及び指導者の育成

・地域特有の生活文化、食文化等に関する調査及び研究の実施
・施設の展示改修及び多言語解説整備事業
・文化財保存活用地域計画策定
・寄贈郷土資料移設収蔵事業

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
11　地域文化の振興等	（２）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	郷土資料館等展示改修及び多言語解説整備事業 【具体的な事業内容】 既存の展示説明を最新情報に更新するとともに、日本語以外の表記を行う。 また、展示及び照明等の改修を行い、気軽に利用できる環境整備を図る。 【事業の必要性】 既存の説明は、日本語表記の物が多いため、海外からの来館者のため、英語等の説明表記をする必要がある。 【見込まれる事業効果等】 町民や学校授業、海外からの来館者が増加すると見込まれる。	えりも町	
		寄贈郷土資料移設収蔵事業 【具体的な事業内容】 既存の収蔵庫から移設を行い、郷土資料を分類ごとに整理する。 【事業の必要性】 既存施設の老朽化に伴い、貴重な資料が痛んでしまうため、移設収蔵を行うことにより、郷土資料を長期的に保存することが図られる。 【見込まれる事業効果等】 寄贈郷土資料を移設し、展示することによって、町民や学校授業の場所として活用ができる。	えりも町	
		えりも町文化財保存活用地域計画の策定 【具体的な事業内容】 町内に点在する文化財（未指定文化財を含む）を掘り起し、文化	えりも町	

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
11　地域文化の振興等	（２）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	財保存活用地域計画を策定する。 【事業の必要性】 地域の活性化には、地域の歴史・文化等について町民自らが学び、認識し、地域愛を持つことが重要である。 【見込まれる事業効果等】 地域の文化財の掘り起こしを町民と行うことで、地域について再認識し、地域で残したいものや地域の魅力について次世代へ継承できるよう地域計画の策定、文化財の保存と活用していくことにより地域の活性化が図られる。		

12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

長引く景気の低迷により、国や地方の財政状況がひっ迫している中、本町においては平成17年度から行財政改革推進計画書を作成し、あらゆる事務・事業の見直しに取り組んできたところであるが、依然として厳しい財政運営が続いており、町と町民が協働する中で自立したまちづくりを進めていかなければならない。

しかし、地域医療や交通手段の確保などは、厳しい財政状況の中にあっても町民が安全に安心に暮らせるための施策として、その実施が必要不可欠である。

これらの施策については、将来にわたって継続して行っていくためにも、基金の設置や活用について検討していく必要がある。

（２）その対策

・町民との協働によるまちづくりの推進
・地域の自発的な活動（自治会活動等）への支援
・地域医療や交通手段等、町民の安全・安心な暮らしの確保のための基金の活用

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	（4）過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	えりもの灯台まつり開催補助 【具体的な事業内容】 えりもの灯台まつり実行委員会が開催するイベントに対して事業費を補助する。 【事業の必要性】 えりもの灯台まつりは本町最大のイベントであり、町外から来場した方へ、地場産品や襟裳岬、豊似湖等の観光地など、本町の魅力をＰＲすることで、交流人口の拡大を図る。 【見込まれる事業効果等】 まちの認知度の上昇、地場産品や、襟裳岬や豊似湖等、地域資源を町外からの来場者にＰＲすることで、地域間の交流人口の拡大に繋がり、将来にわたって地域の活性化に寄与することができる。	えりも町	当該事業の効果は将来的な地域の持続的発展に資する
3　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	民有林公費造林振興対策事業 【具体的な事業内容】 下刈・助間伐・枝打ち・天然更新型除間伐・広葉樹林改良・作業道新設・シカ柵設置と公共造林事業を利用して実施した者に対し、町補助金を上乗せして交付する。 【事業の必要性】 森林所有者の負担が大きいことで森林整備が滞り、森林の持つ多面的機能が発揮されない状況を防止するため、森林所有者に森林整備意欲を持たす必要がある。 【見込まれる事業効果等】 森林所有者の負担軽減により、計画的な森林整備の実施と事業推進が可能であり、安定した雇用の確保にもつながる。	ひだか南森林組合	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
3　産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第１次産業	漁業担い手支援補助事業 【具体的な事業内容】 えりも町における基幹産業は漁業で、今後人口減少に伴う着業者の一層の減少が見込まれる。このことから、新規就業者及び事業後継者の確保が急務となっているため、支援事業を実施する。 【事業の必要性】 漁業経営者ひいては採藻漁業経営者の減少低下を縮減するための対策が必要である。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、新たな漁業担い手を確保し、漁業経営の安定化に寄与する。	えりも町	
		漁業後継者育成対策事業 【具体的な事業内容】 北海道立漁業研修所が実施する総合研修受講に係る経費の一部を支援する。 【事業の必要性】 漁業者の高齢化が進み、漁業後継者の育成が必要となるため。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、若年労働者の定着化、ひいては漁業の振興に寄与する。	えりも町	
		真つぶ（エゾボラ）生態研究・調査事業 【具体的な事業内容】 真つぶ（エゾボラ）の種苗生産にあたり、生態等の調査（成長・飼料・生息環境等）を行う。 【事業の必要性】 近年、本町において重要な水産	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
3　産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第１次産業	物である真つぶの漁獲量が減少傾向にあり、その生態等についても未解明であるため調査・研究を行い、漁獲量の維持を図る。 【見込まれる事業効果等】 本事業を行うことにより、水産資源の維持、また、栽培技術の確立を図ることができる。		
		ヨーネ病緊急対策補助事業 【具体的な事業内容】 牛ヨーネ病により殺処分された牛に対する見舞金及び牛の補填に係る導入費用に対する助成金を支給する。 【事業の必要性】 牛の殺処分については、国から交付金が支給されるが、支給額は牛の評価額の８割であり、かつ、評価額に限度額が設定されているため、市場で販売する際に見込まれる収入額との差が大きな損失となり、農業経営を圧迫していることから、殺処分による損失を緩和する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 牛ヨーネ病による損失を軽減することで、農業経営の安定化に資する。	えりも町	
		農業担い手支援補助事業 【具体的な事業内容】 農業経営の安定化を図るため、新規就農者や家業を継ぐ者の支援を行う。 【事業の必要性】 農業者の高齢化が進み、農業後継者の確保が必要となるため。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
3　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、後継者不足を解決するとともに、農業経営の安定化に寄与する。		
		えりも町商工会プレミアム付商品券発行事業 【具体的な事業内容】 町内の取扱指定事業所で使用できる商品券にプレミアムを付けて販売する。 【事業の必要性】 人口減少や後継者不足等により、地元商店の利用も減少しているため、地域経済の活性化、経済基盤・雇用の安定を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 地元購買と利用促進を図り、経済基盤を安定させることで、将来にわたって地域経済の活性化に寄与する。	えりも町商工会	当該事業の効果は将来的な地域の持続的発展に資する
		映画製作推進事業 【具体的な事業内容】 襟裳岬の緑化事業を題材とした映画製作に４町（えりも町、浦河町、様似町、広尾町）が中心となり取り組んでおり、その制作費用の一部を各町で負担する。 【事業の必要性】 観光や地元経済の活性化を図るため、映画製作に取り組み、魅力あるまちづくりを推進する。 【見込まれる事業効果等】 ロケ地を中心とした、観光客の入れ込みが期待でき、継続的に町の観光や地元経済の活性化に寄与することができる。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　交通施設の整備、交通手段の確保	（9）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活バス路線運行委託 【具体的な事業内容】 廃止されたバス路線を町からの委託運行という形態で維持する。 【事業の必要性】 バス路線の廃止により、地域住民は通学・通院等に支障をきたしている。バスは町内唯一の公共交通機関であることから、これらを解消するため町から委託運行という形態で路線を維持し、町民の交通手段を確保しなければならない。 【見込まれる事業効果等】 通学・通院等、町民の交通手段が確保される。	えりも町	
		タクシー事業維持改善交付金 【具体的な事業内容】 タクシー事業者へ運行経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 町内の公共交通ネットワークの形成に欠かせないタクシー運行を維持し、町民とりわけ高齢者の交通利便性の維持を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 町民とりわけ高齢者の通院・外出時の交通手段が確保される。	えりも町	
		公営企業会計適用移行事業 【具体的な事業内容】 公営企業会計への移行が義務付けられた、簡易水道事業の移行事務を進める。 【事業の必要性】 人口規模に関係なく、令和５年	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業 生活	度末までに、公営企業会計への移行が義務付けられたため。 【見込まれる事業効果等】 経営状況を的確に把握し、将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産情報を活用し、水道施設の老朽化対策や更新を計画的に進めることができる。		
		管路台帳システム導入事業 【具体的な事業内容】 水道マッピングシステムを導入し、送水管や配水管等の台帳を電子化し、管路情報の強化を行う。 【事業の必要性】 水道施設を良好に維持するためには、管路の状況を的確に把握する必要があるため、管路情報の強化を行う。 【見込まれる事業効果等】 水道施設の維持管理及び計画的な更新等が行える。	えりも町	
		住宅改修工事等助成事業 【具体的な事業内容】 住環境の改善を促進するため、住宅の新築や改修工事を行う町民に、工事費用の一部を助成する。 【事業の必要性】 安心で安全な暮らしを続けていくためには、生活基盤である住宅の機能等を向上させることが重要であることから、住環境の整備を促進する。 【見込まれる事業効果等】 快適で良質な住環境の整備並びに町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることができる。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業 生活	地域防災計画改訂 【具体的な事業内容】 町内に係る防災に関して、国の防災計画や北海道地域総合防災計画等と整合性を図りながら、地域防災計画の改訂を行う。 【事業の必要性】 今後予想される大型災害に対応すべく、地域の特性に沿った、実行性のある計画への改訂が必要。 【見込まれる事業効果等】 町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全な生活を保護することができる。	えりも町	
		地域防災強力化事業 津波ハザードマップ作成 【具体的な事業内容】 津波災害ハザードマップを作成し、危険箇所を町民に周知する。 【事業の必要性】 大津波警報や津波警報が発令された際、町民が速やかに避難できるよう、避難場所の把握、避難経経の確保をする必要がある。 【見込まれる事業効果等】 ハザードマップは津波発生時に避難する際の指標となるとともに迅速な対応が可能となる。	えりも町	
		地域防災強力化事業 土砂災害ハザードマップ作成 【具体的な事業内容】 土砂災害ハザードマップを作成し、危険箇所を町民に周知する。 【事業の必要性】 降雨等により土砂災害が発生した際に自主避難をするための判断	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業 生活	材料の周知が必要である。 【見込まれる事業効果等】 ハザードマップは土砂災害発生時に避難する際の指標となるとともに、被害の軽減が見込まれる。		
		防災行政無線戸別受信機無償貸与事業 【具体的な事業内容】 希望する全世帯に対して防災行政無線戸別受信機を無償で貸与する。 【事業の必要性】 近年の大規模災害の状況から、海岸に沿って集落が点在する本町においては津波避難対策が急務であり、まず緊急情報をいち早く町民へ伝達することが重要である。 【見込まれる事業効果等】 防災行政無線戸別受信機を貸与し、緊急情報及び行政情報をより早くより明瞭的確に伝達することで、町民の安全で安心な生活を守ることができる。	えりも町	
		リサイクル活動・再利用資源回収助成事業 【具体的な事業内容】 資源の有効活用を促進するためリサイクル活動に取り組む団体及び再利用資源回収業者に対し助成金を交付しその活動を支援する。 【事業の必要性】 ごみ減量化のためには循環型社会を形成していく必要があり、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するこ	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　生活環境の整備	（７）過疎地域持続的発展特別事業 環境	とにより、廃棄物を減少し、埋立処分場の延命を図る。 【見込まれる事業効果等】 物を大切にすることやごみの分別に対する意識高揚が、ごみ減量化につながり、埋立処分場の使用年数延長が図られる。		
	危険施設撤去	公共施設等解体撤去事業 【具体的な事業内容】 老朽化した公共施設の解体及び撤去を行う。 【事業の必要性】 安心で安全なまちづくりを推進するためには、老朽化した危険建物や景観保全上問題のある建物の解体撤去等の対策が必要である。 【見込まれる事業効果等】 老朽化した公共施設等の解体及び撤去を行うことにより、景観の保全及び犯罪や崩落の危険の未然防止を図ることができ、安心安全なまちづくりを推進するための良好な生活環境の整備が図られる。	えりも町	
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 【具体的な事業内容】 乳幼児等の医療費の一部を助成する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、乳幼児等、町民の健康増進のため、疾病の予防及び早期診断・早期治療を促進し、福祉の充実を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 乳幼児、３級障がい者、重度心	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	身障がい者及びひとり親家庭の医療費の一部を助成することで町民の健康と福祉の向上に寄与する。 子育て世帯医療費支援事業 【具体的な事業内容】 ０歳から中学３年生の子どもがいる保護者に、負担した医療費の一部相当額を地域商品券で還元する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、児童等町民の健康増進のため、疾病の予防及び早期診断・早期治療を促進し、福祉の充実を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、児童福祉の向上及び、町内の商店のみで使用できる地域商品券で還元することにより、地域経済の活性化に寄与する。 すこやか赤ちゃん誕生祝い金事業 【具体的な事業内容】 出生１名につき30,000円相当の現金または地域商品券により誕生祝い金を支給する。（第２子以降は20,000円増額支給） 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 子育て世帯の育児にかかる経済	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	的負担を軽減することにより、児児福祉の向上が図られ、町内の商店のみで利用できる地域商品券を支給することで、地域経済の活性化に寄与する。	えりも町	
		妊婦交通費助成事業 【具体的な事業内容】 妊婦１人に対し、妊婦健診を受診した際の交通費を最大16回を限度に助成する。 【事業の必要性】 町内に産婦人科がなく、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦の経済的な負担軽減を図る。 【見込まれる事業効果等】 経済的負担が軽減され、安心して妊娠・出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。	えりも町	
		不妊治療費助成事業 【具体的な事業内容】 特定不妊治療１回につき最大15万円、一般不妊治療1回につき最大５万円を、通算6回まで助成する。 【事業の必要性】 町内に不妊治療を実施できる医療機関がなく、妊娠を望む世帯の身体的・経済的負担を軽減することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりを行う必要がある。 【見込まれる事業効果等】 経済的負担が軽減され、安心して妊娠・出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	妊産婦健康診査助成事業 【具体的な事業内容】 妊婦健診１人最大14回（約12.9千円上限）、産婦健診１人最大２回（約10千円以上）を助成する。 【事業の必要性】 町内に産婦人科がなく、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦の経済的な負担を軽減を図る。 【見込まれる事業効果等】 経済的な負担が軽減され、安心して妊娠、出産できる環境が整うことで、出産率の向上に寄与する。	えりも町	
		子どもの発達相談事業 【具体的な事業内容】 就学前の児童に対して発達検査や専門的なアドバイスを行い、就学及び発達の支援を行う。 【事業の必要性】 近年、子どもの発達や心身不調、育児不安に関する相談が増加しているが、町内に児童精神科がないため、身近な場所でいつでも相談ができる体制を整える。 【見込まれる事業効果等】 子どもの発達を理解し、適切な助言を受けることで、不適切な療育や子育ての不安が軽減さる可能性があり、将来的に発達に伴う二次障害の発生予防につながる。 また、教育委員会や学校との連携を図り、きめ細やかな指導・支援が可能となる。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	おたふく予防接種助成事業 【具体的な事業内容】 就学前の児童に対し最大２回分のおたふくかぜ予防接種の費用について、１回3,000円の自己負担を超える額を助成する。 【事業の必要性】 おたふくかぜの感染により、難聴や生殖機能にダメージを受ける可能性が高く、ワクチンによる感染を防ぐことが必要である。 【見込まれる事業効果等】 予防接種費用を助成することにより、子育てに係る経済的負担を軽減でき、子どもの健康と福祉の向上に寄与することができる。		
		妊娠・出産・子育てまでの個別支援事業 【具体的な事業内容】 母と子がその人らしく妊娠・出産・子育てに適応できるよう、身体的特徴を踏まえた個別性の高い支援を行う。 【事業の必要性】 町内に産婦人科医が無いことから、妊娠中の体調管理や出産後の生活に不安を抱きやすく、妊娠をきっかけに精神疾患を発症する人も少なくない。妊産婦と赤ちゃんの身体的な観察ができる知識の習得・アセスメント能力の向上を図り、個別性の高い支援を行うことで、妊娠・出産・子育てに伴う身体的・精神的不安の緩和を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 妊娠中の支援の充実及び育児の	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	しやすい環境を整備することで、虐待や産後うつなどの精神疾患の予防等、母子福祉の充実が図られる。		
		母乳相談事業 【具体的な事業内容】 母乳栄養の推進及び乳腺炎等の母乳トラブルを解消するための相談支援事業を行う。 【事業の必要性】 母乳育児は栄養面、母子愛着形成において重要とされ、母子育児を希望する母親の割合は６割程度であるが、母乳の専門的な指導や母乳トラブルの解消には遠方の母乳外来を受診しなければならず、経済的、身体的に負担となっている。母乳に関する知識を習得し、町内でも専門的な母乳ケアの提供が可能となる環境を整備する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 母乳育児率の向上や育児をしやすい環境を整えることで、愛着形成や発達の促進、発達障がいや虐待の予防に繋がり、出生率の向上に寄与することができる。	えりも町	
		小児科・産婦人科オンライン相談委託事業 【具体的な事業内容】 15歳未満の子どもと産婦が、24時間オンライン等で小児科・産婦人科医の相談を受けることができるサービスを提供する。 【事業の必要性】 町内に小児科・産婦人科がな	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	く、近隣でも片道自家用車で50分程度を要するため、妊産婦及び子どもを持つ親の経済的・精神的な負担の軽減を図る。また、新型コロナウイルスによる受診控えを補うもの。 【見込まれる事業効果等】 経済的・精神的負担の軽減により、児童虐待防止、子どもの健やかな成長発達及び妊産婦の健康に寄与する。		
		学校給食費補助事業 【具体的な事業内容】 町立小中学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費の一部を補助する。 【事業の必要性】 町民が安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、保護者の教育費等の負担を軽減し、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、保護者の教育費等の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を生み育てやすい環境づくりに寄与することができる。	えりも町	
		学校昼食支援事業 【具体的な事業内容】 ミルク給食や完全給食を実施している小中学校において、アレルギーのため給食が希望できない児童・生徒の昼食経費の一部を補助する。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【事業の必要性】 保護者の昼食準備に係る経費等の負担を軽減し、安心して出産・子育てができる環境づくりを図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 本事業の実施により、保護者の昼食準備に係る経費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を生み育てやすい環境づくりに寄与することができる。		
	高齢者・障害者福祉	障がい者相談支援事業（委託） 【具体的な事業内容】 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者本人や家族が持つ日常生活においての悩みや不安を解消するため、専門的な知識を有する相談支援事業所に相談業務を委託する。 【事業の必要性】 社会資源が乏しい本町では、地域で暮らす障がい者が抱える多種多様な問題について、専門的な知識とネットワークによる支援体制を構築し対応する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 障がい者と家族、町民が安心して暮らすことができる環境が整備され、地域の発展に繋がる。	えりも町	
		要介護等人工透析患者移送事業補助 【具体的な事業内容】 人工透析治療者の通院移送に係る車両を、福祉有償運送により定期的に運行する。	えりも町 社会福祉 協議会	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	【事業の必要性】 町内に人工透析治療を行う医療機関がなく、50km程度の距離にある医療機関で透析を行っているが、公共交通機関を利用しての通院は身体的・経済的負担が大きいことから、透析患者の生命及び健康維持のため安定的な移動手段の確保を行う必要がある。 【見込まれる事業効果等】 人工透析治療者の通院に対する不安が解消されるとともに、通院による負担が軽減され、治療を行っていても地域において安心した生活を営むことができる。		
		障がい通所サービス利用者送迎事業 【具体的な事業内容】 在宅で暮らす障がい者等が、通所サービスを利用できる機会を確保するため、福祉車両による自宅と通所サービス事業所間の定期運行事業を運送事業者への委託により実施する。 【事業の必要性】 町内には通所サービス事業所がなく、事業所による送迎も困難なことから、在宅障がい者のサービス利用機会を増やすため、福祉車両による移動手段の安定的な確保が必要となる。 【見込まれる事業効果等】 通所サービスへの送迎を行い利用機会を確保することによって、在宅生活を送る障がい者の負担を軽減することができる。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	障がい福祉サービス利用者交通費扶助 【具体的な事業内容】 在宅生活を送る障がい者又は障がい児が、町外の通所サービス事業所等を利用した場合に、通所に係る費用の一部を扶助し経済的負担の軽減を図る。 【事業の必要性】 本町では通所事業所がなく、障がいに係る通所サービスを利用するためには、町外の事業所等となる状況であることから、通所に係る経済的負担を軽減し利用環境を整える必要がある。 【見込まれる事業効果等】 障がい福祉サービス事業所への通所等に係る利用者の負担を軽減しサービス利用の充実を図ることで、安定した在宅生活を送ることができる。	えりも町	
		特別支援学校就学者交通費助成事業 【具体的な事業内容】 特別支援学校に就学する児童又は生徒が、寄宿舎に宿泊できない日であって保護者が送迎できない場合に、利用したタクシー代の一部を上限を定めて助成する。 【事業の必要性】 特別支援学校の寄宿舎では、週末等に宿泊できないことが多く、公共交通機関の利用が困難で保護者が送迎できない緊急時等における送迎手段を確保する必要性がある。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	【見込まれる事業効果等】 交通費の一部を助成することによって、保護者が送迎できない緊急時の児童・生徒の輸送方法の代替策を確保することで、在宅生活の安定を図ることができる。		
		ひとり暮らし老人等緊急通報システム設置事業 【具体的な事業内容】 在宅の独居高齢者等で、緊急時の通報手段の確保が困難な者に対し、火災報知器を付属した緊急通報装置を無償で貸与し、受診業務24時間対応の事業所に委託する。 【事業の必要性】 高齢化が進行し、独居世帯又は高齢者世帯が増加する現状にあって、在宅高齢者の生命保護を図るため本事業が必要である。 【見込まれる事業効果等】 通報装置を無償で貸与し、緊急時の通報手段を確保することによって、在宅における生活支援と不安解消を図るとともに、初動時の迅速な対応が期待できる。	えりも町	
		高齢者通所サービス利用者送迎事業 【具体的な事業内容】 在宅で暮らす高齢者が、通所リハビリテーション等を利用できる機会を確保するため、自宅と通所事業所間の定期運行事業を運送業者への委託により実施する。 【事業の必要性】 町内には通所リハビリテーション施設等がなく、事業者による送	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	迎も困難であることから、高齢者のサービス利用機会を増やすため移動手段の安定的な確保が必要となる。 【見込まれる事業効果等】 通所リハビリテーション等への送迎を行い利用機会を確保することによって、在宅生活を送る高齢者の身体的・経済的負担を軽減することができる。		
8　医療の確保	（３）過疎地域持続的発展特別事業 その他	産婦人科医師派遣費用負担事業 【具体的な事業内容】 浦河赤十字病院は日高管内で唯一産婦人科を開設しており、平成18年度より派遣医師による診療となっているため、産婦人科医師派遣に係る費用を負担する。 【事業の必要性】 町内妊婦の６割以上が妊婦健診や分娩を浦河赤十字病院で行っており、継続して産婦人科医師を確保することにより、妊婦への負担軽減と安心して妊娠・出産をすることができる体制を整備する必要がある。 【見込まれる事業効果等】 妊娠、出産は危険性が高く緊急性が求められることが多い中、身近な医療機関で出産が可能となることで、子育て支援や少子化対策に貢献することができる。	えりも町	
		第二次広域救急医療対策事業 【具体的な事業内容】 夜間、休日の重症救急患者の診療を確保するための医療体制整備費として、救急医療に係る経費を負担する。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 その他	【事業の必要性】 浦河赤十字病院は第二次救急医療機関の指定を受けており、救急医療に係る医療従事者を安定的に確保することで、救急時に安心して診療を受けることができる医療環境を確保する。 【見込まれる事業効果等】 救急医療体制が整備されることで、緊急時においても医療を受けることができ、早期治療により重症化の予防につなげることができる。		
		医師確保対策事業 【具体的な事業内容】 本町の一次医療の中心を担う国民健康保険診療所の医師確保のため赴任旅費、医師住宅の整備及び医師の研究・研修等に係る経費を負担する。 【事業の必要性】 地理的要因等から本町は他の地域より医師確保に困難を極めていることから、生活・就労環境等の整備を図り常勤医を確保する。 【見込まれる事業効果等】 地域医療という厳しい条件の中であっても、医師が安心して診察に従事できるとともに、地域医療が安定的に確保される。	えりも町	
		浦河赤十字看護専門学校運営費補助事業 【具体的な事業内容】 看護師専門学校の運営を補助し看護師の育成を図ることで、管内の救急医療の拠点である浦河赤十字病院の医療体制の維持を図る。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
8　医療の確保	（３）過疎地域持続的発展特別事業 その他	【事業の必要性】 全国的に看護師不足が深刻化している状況の中で、管内においても同様の状態が続いており、その解消を図る必要がある。 【見込まれる事業効果等】 看護師の充実が図られ、救急医療体制が維持される。		
9　教育の振興	（４）過疎地域持続的発展特別事業 高等学校	えりも高等学校海外実践研修旅行助成事業 【具体的な事業内容】 えりも高等学校において実施している３年生を対象とした海外実践研修旅行事業に対し、助成金を交付する。 【事業の必要性】 国際化の進展に対応した人材づくりを進めるには、国際社会の中での日本人としての役割を自覚し物の見方・考え方の基礎を培うとともに、外国の生活や文化を理解・尊重する基本的資質を養うことが重要であり、地域の永続的な発展に不可欠である。 【見込まれる事業効果等】 海外実践研修事業へ助成することで、知識だけでなく、日本人に留まらない多様な人々との交流を重ねる中から、外国の生活や文化を理解・尊重し、グローバル化に対応できる人材の育成が期待できる。	えりも町	
	その他	放課後児童クラブ運営事業 【具体的な事業内容】 小学校の児童が放課後等において、保護者等が就労等のため不在	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　教育の振興	（４）過疎地域持続的発展特別事業 その他	となっている家庭に代わり、児童の生活指導及び健全育成を図る。 【事業の必要性】 共働き家庭やひとり親家庭等の増加により昼間保護者等が不在の家庭が増加していることから、児童の適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図る必要性がある。 【見込まれる事業効果等】 放課後等に児童が安心して活動できる場を提供することにより、保護者等の就労機会を確保することができ、児童の健全育成に寄与する。		
11　地域文化の振興等	（４）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	郷土資料館等展示改修及び多言語解説整備事業 【具体的な事業内容】 既存の展示説明を最新情報に更新するとともに、日本語以外の表記を行う。 また、展示及び照明等の改修を行い、気軽に利用できる環境整備を図る。 【事業の必要性】 既存の説明は、日本語表記の物が多いため、海外からの来館者のため、英語等の説明表記をする必要がある。 【見込まれる事業効果等】 町民や学校授業、海外からの来館者が増加すると見込まれる。	えりも町	
		寄贈郷土資料移設収蔵事業 【具体的な事業内容】 既存の収蔵庫から移設を行い、郷土資料を分類ごとに整理する。	えりも町	

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
11　地域文化の振興等	（４）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	【事業の必要性】 既存施設の老朽化に伴い、貴重な資料が痛んでしまうため、移設収蔵を行うことにより、郷土資料を長期的に保存することが図られる。 【見込まれる事業効果等】 寄贈郷土資料を移設し、展示することによって、町民や学校授業の場所として活用ができる。		
		えりも町文化財保存活用地域計画の策定 【具体的な事業内容】 町内に点在する文化財（未指定文化財を含む）を掘り起し、文化財保存活用地域計画を策定する。 【事業の必要性】 地域の活性化には、地域の歴史・文化等について地域住民自らが学び、認識し、地域愛を持つことが重要である。 【見込まれる事業効果等】 地域の文化財の掘り起こしを地域住民と行うことで、地域について再認識し、地域で残したいものや地域の魅力について次世代へ継承できるよう地域計画の策定、文化財の保存と活用していくことにより地域の活性化が図られる。	えりも町	